

令和6年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年12月4日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件	名
第1		会議録署名議員の指名	
第2	議案 第86号	指定管理者の指定について(養護老人ホーム和光園)	
第3	議案 第87号	飛騨市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について	
第4	議案 第88号	飛騨市古川町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例について	
第5	議案 第89号	飛騨市河合町福祉センター条例の一部を改正する条例について	
第6	議案 第90号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	
第7	議案 第91号	指定管理者の指定について(飛騨市ロスト・ライン・パーク)	
第8	議案 第92号	指定管理者の指定について(上町農産物直売施設)	
第9	議案 第93号	字区域の変更について(古川町是重地区)	
第10	議案 第94号	字区域の変更について(神岡町数河・石神Ⅱ-1地区)	
第11	議案 第95号	字区域の変更について(神岡町数河・石神Ⅱ-2地区)	
第12	議案 第96号	指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)	
第13	議案 第97号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すばーふる)	
第14	議案 第98号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)	
第15	議案 第99号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)	

令和6年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年12月4日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
------	------	---	---	---

第16 議案 第100号 令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)

第17 議案 第101号 令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)

第18 一般質問

○出席議員 (13名)

1番	成昭子	昭子
2番	廣孝	廣孝
3番	要二朗	要二朗
4番	美博	美博
6番	憲子	憲子
7番	子	子
8番	保	保
9番	克利	克利
10番	美雅	美雅
11番	豊	豊
12番	浩史	浩史
13番	清文	清文
14番	勝恵	勝恵
	邦	邦

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者
の職氏名

市長	也史弘之郎
副市長	一さ徳樹
教育長	和幸智郎
総務部長	樹郎
企画部長	司
市民福祉部長	淳弘尚
商工観光部長	孝一
農林部長	雄づ
基盤整備部長	賢あ久
環境水道部長	英裕久
教育委員会事務局長	裕久康丈
会計管理者	直健
消防長	浩嘉
病院事務局長	太
建築企画監	健浩
財政課長	浩司

○職務のため出席した
事務局員

議会事務局長	和明恵
書記	浩正嘉
岡倉川	
田坪端	

（開会 午前10時00分）

◆開会

◎議長（井端浩二）

本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、14番、高原議員、1番、佐藤議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第86号 指定管理者の指定について（養護老人ホーム和光園）

から

日程第17 議案第101号 令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）

日程第18 一般質問

◎議長（井端浩二）

日程第2、議案第86号、指定管理者の指定について（養護老人ホーム和光園）から日程第17、議案第101号、令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの16案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。16案件の質疑と併せて、これより日程第18、一般質問を行います。

一般質問について、皆様へお伝えします。本会議において議長の許可のない発言は認められません。一般質問では市の一般事務の範囲であること、通告外にならないことにご注意ください。また、議会の品位を重んじて不穏当な発言がないよう、会議規則を遵守して通告に沿って発言してください。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に1番、佐藤議員。

〔1番 佐藤克成 登壇〕

○1番（佐藤克成）

議長よりお許しをいただきましたので、通告のとおり、一般質問をさせていただきます。

まず1点目、若宮駐車場の交換について。現在、代替駐車場整備工事が進行中であるが、9月議会の一般質問の中で、土地交換に向けて若宮駐車場を駐車場条例の対象から除外する条例改正の時期について、商工観光部長より今12月議会に条例改正の議案を提出するとの答弁がありました。しかし、今12月議会に議案が上程されなかつたため、以下の事項についてお伺いします。

①条例改正が見送られた理由と今後への影響について。市は代替駐車場整備が確実に行われる裏づけは工事の着工をもって判断することとし、交換のために若宮駐車場を駐車場条例の対象から除外する条例改正の時期については、着工後の議会に上程する方針としてきましたが、過去代替駐車場整備の遅れから条例改正が見送られており、工事着工後においてもなお、条例改正を見

送った理由についてお伺いします。また、これによる今後のスケジュールへの影響があれば、教えていただきたいと思います。

②土地交換に向けて議会及び市民への説明責任について。民間による駅東大規模開発に伴う若宮駐車場の交換により、市に見込まれるメリットがある一方で駅東開発の見通し、周辺環境の変化や公有財産として価値が毀損されないかへの不安もあります。市は現在の若宮駐車場の機能維持と鑑定により等価との評価があれば、土地交換自体は問題ないと立場ですが、駅東の開発計画が発端であることから、開発計画の進捗状況や大学設立の成否に大きな関心が集まっています。改めて、土地交換及び把握している駅東開発のスケジュールについてお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

畠上商工観光部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔商工観光部長 畠上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畠上あづさ）

それではまず、ご質問1点目の条例改正が見送られた理由と今後への影響についてお答えいたします。開発者側では当初令和6年の春に北側の代替駐車場を完成し、その後、土地交換を経て8月頃の供用開始を目指して整備を進めておられました。ところが、地盤改良が難航したことにより、当初のスケジュールが予定より相当遅れることとなり、現時点での完成は12月中旬になるとの連絡をいただいております。令和4年春に、この開発事業に伴う駐車場の交換の検討を始めた時点では、若宮駐車場を飛騨市駐車場条例から除外する裏づけとして、工事の着工をもって判断することといたしておりました。しかし、その後、駐車場の整備に加え、消防器具庫と公衆トイレの新設も伴う大型案件であり、土地面積の調整及び建物の鑑定評価も必要になってきたことから、駐車場及び消防器具庫と公衆トイレがおおむね完成し、土地及び建物の鑑定評価が終了した段階で判断し、手続きを進める方針としたところです。なお、事業のスケジュールにつきましては、元来、市の手続きを踏まえて決まってくるものでありまして、開発者側においてもそのように判断されるものと考えております。いずれにいたしましても、駅東開発事業は市が行っているものではありませんので、交換条件が整い、必要が出てきた時点で手続きを進めるという姿勢で臨んでまいります。

次に、2点目の土地交換に向けて議会及び市民への説明責任についてお答えいたします。若宮駐車場の交換につきましては当初からの方針どおり、機能的価値及び財産的価値が一致もしくはそれ以上の駐車場との交換が条件であり、開発者側もその条件に合わせて整備を進めておられます。したがって、市有財産としての毀損はありません。逆に申し上げますと、毀損があれば交換しないことになります。この開発によりまして、交通事情などの変化は当然起こりますけれども、6月定例会での佐藤議員の一般質問にお答えしたとおり、市民の皆様や駐車場を利用するお客様の安全確保に関する対応につきましては、定期的に行っております定例会議の席上で協議し、市で対応すべきこと、事業者側で対応すべきことをしっかりと確認し進めております。

土地交換につきましては、仮に現時点で伺っているスケジュールどおりに進んだ場合には、駐

車場条例の改正及び財産の交換について3月定例会で議案を上程し、議決をいただければ、直ちに交換の契約を締結し登記手続きに入ることになります。登記が完了したところで、新しい駐車場の利用を開始することになりますので、4月以降での運用開始となると見込まれます。

なお、計画にあります、ハートピア駐車場につきましては、ハートピアに隣接する飛騨の山樵館収蔵庫横の市道若宮7号線を挟んで向かい側の株式会社東洋工場跡地への設置が計画されておりまして、建物を解体した後でなければ整備をすることができません。現在整備中の北側駐車場とは、引き渡しの時期が遅れることになりますので、その旨、契約書の中に盛り込むことになります。また、現時点では商業施設の開業は令和9年中を予定されていると伺っております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○1番（佐藤克成）

1点、質問させていただきます。今回の条例改正を見送られた経緯について、改めて事業者側の工事の進捗状況が遅れているということを確認させていただきました。ただ、自分が議員になりましたからこの1年ほど、土地交換の話を議会の中でする機会、市から説明していただく機会がなく、土地交換に対して自分自身、市民の方も含めて理解が進んでない状況でございます。12月議会中に何らかの議案が上程されて、議会の中で話し合う場があればと思っていました。そうすると、今のスケジュールですと3月の議会まで日が空いてしまう、その間、議員自身も土地交換に対する理解が進みづらいということで、3月議会の前に市から議会側に改めて、議員として現場に赴いて、実際の建物ですか駐車場を見ながら、今後のスケジュールや交換最終段階での調整などを説明していただける場が設けられると、議会としても市民としても3月議会に上程される議案に対して議決をする責任を果たせると思うのですが、3月議会までの間に、何か市から議会への説明の場が設けられる予定はあるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

今回の交換につきましては、12月定例会の一般質問において、佐藤議員以外にも3名の議員から、いろいろな観点からのご質問をいただいております。まずはそのご質問に順次お答えをさせていただきながら、今の交換に関する現時点での状況ですとか、今後のスケジュールについて理解を深めていただけたらと思っております。それ以降のことにつきましては、まずは議案を3月議会に上程したところからのご説明になりますので、それ以前での議員の皆様に現場を見ていただく機会などについて現時点では考えておりませんが、今後、議会への上程に向けて議案を整えていくに当たり、また検討してまいりたいと思います。

○1番（佐藤克成）

3月議会に上程されると、3月議会には当初予算の検討など、4回ある定例会の中でも3月定例会は過密なスケジュールで、いろいろと議論を尽くさないといけないことがあります。その中で、駐車場条例の改正だと土地交換に向けての議決を得なければいけないとなると、もし、そこで議論を尽くせずに採決に至らない場合も考えられると思うんですけども、その場合は3月定例会で議決が得られなかったということとまた6月議会に持ち越しになってしまう可能性もあるんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

私どもといたしましては3月議会に上程をし、そこで十分審議をしていただいて、お認めいただくべく、十分に説明する体制を整えて向かいたいと思っております。

○1番（佐藤克成）

過去の一般質問の中で市長は、「土地交換の話がなくてもあっても開発事業は進む。」ということおっしゃられました。土地交換自体はきちんとした条件が整えば交換ということになるかと思ひますけれども、土地交換の話は駅東側を開発するということが発端でございます。市民にとってありがたい施設が早期に完成することを祈ってはいますが、仮に土地交換が無事完了したとしても、今の工場跡地、旧若宮駐車場跡地にどのようなものが建設されるのかというところが、市のはうで管理しきれなくなってくると思います。もし、事業自体が空に浮いてしまうようなことがあれば、せっかくの土地交換が無駄になってしまいますし、市としてもメリットが発揮されないということになってしまいますが、土地交換が完了した後、どのように事業を見守っていくのか、その完成を見届けるのかについて、何か裏づけですとか確証みたいなものがあればお伺いしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まず、土地の交換というのはこれに限らず今までもあるんです。交換した土地が、この後どうなっていくかということを見届けているというわけでは決してありません。その意味でいくと、原則としての考え方からいえば、それをずっと追っていく必要はないというのが基本的な考え方だと思っております。ただ、この駅東開発の事業については市街地ですし、非常に市民のためにもなる施設だと思っておりますので、そういう意味では、より市民のためになるものができるようについて必要な支援をしていく立場にございます。ただ、市が代わりに説明をしたり、質問を受けたりすることは、これはおかしい話ですので、それについては今までしっかりと一線を画してきておるということです。

今回の交換はただの交換ではなくて、いわば新しい駐車場と新しい建物を造っていただくという交換になりますので、市としては悩みの種であった広大な駐車場の舗装費用の捻出問題、それから老朽化が進んでいる器具庫とトイレの改修という問題が、費用負担を一切かけずに解決するということになりますから、その点でいくと、通常の交換だけでなく、もうその時点でかなりメリットが大きいと考えております。あとはその上で、先ほど申し上げたように、どんな開発になっていくのかをよく注視しながら、必要なことを言いながら、見守っていく立場ということです。

○1番（佐藤克成）

なおさら土地交換条件面について、しっかりと議会が納得して条例改正に向かっていくことが必要だと感じました。

極端な話になるんですけども、先ほど市長は、市が跡地開発の件を注視していく必要はそこ

までないとおっしゃられましたが、今、商業施設やテナント、大学のキャンパス、いろいろな構想があるようでございますが、仮に、市民にとってありがたいと思えないような忌避施設が建つようなことになれば、それはそれでまた大きな問題になってくると思うんですが、そういう可能性は現時点では考慮されているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ずっと計画を伺っていますが、現時点でそのような懸念はないと考えております。それから、今議員がご指摘のようなお話は、市が土地を交換するかどうかにかかわらず、全く民有地として開発の中でも市民にとって不適切なものがあれば、それは何かしらの働きかけをしていくということですから、これは市が土地を交換するという話と、その建物の開発が適切かどうかという話は全く切り離して考えるべき問題であるというふうに考えていただきたいと思うんです。なので、交換するから物が言えるということではなくても、全くの私有地に建設される場合でも必要があれば言わなければならないというスタンスで基本的にはおりますので、これは市内全域で同じ考え方で臨むということになります。

○1番（佐藤克成）

土地交換の話に戻ります。3月に上程される議案が幾つかあるということを伺いました。3月まで時間が空いてしまいますので、閉会中の委員会の所管事務調査等で、議員全体が理解を深められるように議会側から行動を起こして、3月議会で執行部側から議案が上程されたときに、十分な準備が整った上で議論が尽くせるような環境にしていきたいなど、自身議会側としてそういう動きに向かっていけたらと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。2点目、荒廃農地対策について3点お伺いします。1点目、遊休農地の課税強化について。2点目、遊休農地流動化策について。3点目、非農地通知の運用について。

耕作や貸付も行われてない遊休農地について、平成29年度から課税の強化がされることになりました。農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対して農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地が対象で、1月1日時点で協議勧告が行われている場合に課税が強化され、固定資産税が通常の1.8倍になります。協議勧告が行われるのは農地中間管理機構への貸付の意思を表明せず、自ら耕作の再開を行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定されます。また、農地法改正により「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨、農地について権利を有する者の責務が明文化されました。農業従事者の減少により、今後より一層、遊休農地対策が必要なため、以下の事項についてお伺いします。

1点目、遊休農地の課税強化について。令和5年度の農地利用状況調査により、耕作地に再生可能な荒廃農地が3,913筆あり、その所有者に対し農地利用の意向調査書を送付したとありますが、平成29年度以降において農地中間管理機構との協議を勧告した件数と実際に課税強化がされた件数についてお伺いします。農林水産省が発表する令和5年1月1日時点での遊休農地の課税強化の適用実績は岐阜県においてはありません。

2点目、令和5年度の農地権利移転の許可件数33件のうち、遊休農地について権利移転がされ

た事例があつたかお伺いします。一旦遊休農地となった場合、権利者によって耕作が再開される見込みは薄く、賃貸借して耕作しようとする者もないに等しい中、可能な限り早い段階で遊休農地の利活用を図っていく必要があります。近隣農家への権利移転を促す政策は検討されないでしょうか。一部自治体によっては遊休農地流動化促進のため、権利移転等が行われた場合に助成金を支給する事業が行われております。

3点目、非農地手続きについて。令和5年度の耕作地に再生が困難な荒廃農地6,102筆のうち、明らかに山林化している土地270筆について非農地通知を発行したとありますが、非農地通知が発行されなかつた残りの荒廃農地について理由をお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

荒廃農地対策について、1点目の遊休農地の課税強化についてお答えします。農業委員会では農地法第30条により、毎年1回農地の利用状況調査を行っており、調査の結果、現在耕作されておらず、今後も引き続き耕作されないと見込まれる農地や利用の程度が周辺の農地に比べ著しく劣っている農地については、農地法第32条により、所有者等に対して利用意向調査を行います。農地法第35条により、利用意向調査によって農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があった場合は、農地中間管理機構に通知することとなっておりますが、これ以外の場合でも農地中間管理機構に情報提供を行っております。また、農地中間管理機構が、貸し借りする基準に適合しない農地については勧告の対象とならないこととなっております。市内の遊休農地には耕作条件が悪い農地が多く、そのような農地は農地中間管理機構でも借り受けができないと判断しており、勧告の対象にもならないことから、本市ではこれまで勧告した農地はありません。それにより、課税強化された農地もありません。

次に、2点目の遊休農地流動化策についてお答えします。令和5年度の農地法第3条による農地権利移転の許可件数33件のうち、許可時点での遊休農地の事例は2件ありましたが、これはどちらも草刈りを行い、耕作可能となる農地となっています。また、近隣農家へ権利移転を促す政策については、現状では市に農地所有者から耕作を引き受けてくれる生産者がいないかとの相談があった場合に、周辺の生産者におつなぎし、直接ご相談いただいている状況です。1点目でお答えしました農地中間管理事業の利用も、引き受ける農家がいなければ農地中間管理機構が借り受けないのが実態です。一方で、集落等の単位でまとめて農地中間管理機構に貸し付け、担い手農家に集積される場合には農地中間管理機構から集積率によって10アール当たり1万3,000円からの集積協力金があります。今年度実施している10年後の耕作者を示す目標地図を作成する地域計画策定のための地域との話し合いを毎年継続して行う予定であり、こうした場で遊休農地流動化の促進を図ってまいります。

次に、3点目の非農地通知の運用についてお答えします。非農地通知の対象となる農地は、既に森林の様相を呈している場合や周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができない農地で、再生利用が困難な農地として判断されたものとなります。その判断については、農業委員会が行う農地利用状況調査によって再生利用が困難な農地として判

定した農地について、明らかに山林化しているかを複数人で判断する必要があるため、改めて農業委員会事務局職員も一緒になり現地の調査を行っております。令和5年度には、農地利用状況調査によって再生利用が困難な農地として判定した農地が6,102筆ありましたが、そのうち、改めて現地調査を行い、非農地通知を発行した農地が270筆でした。この残りの農地につきましても引き続き現地調査を行って、非農地通知を発行していますが、今年度も12月現在で410筆の非農地通知を発行する予定です。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○1番（佐藤克成）

1点目の答弁で、農地中間管理機構との協議で勧告の対象にならない農地があるということを言わされました。近隣の下気多、上気多地区において、田んぼの面積は小さいですが、町の中心部から近いところにある農地で、特段、営農に支障が出るような条件が悪い土地という印象は受けないんですけども、そういう農地も勧告の対象にはならない農地ということがいえるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

下気多とか上気多は、圃場が狭いんですが条件は決して悪くない農地なので、そういうところにつきましては、現在のところ営農組合ですとか、例えば5町歩以上の規模でやっておられる農家に丁寧につないで農地をご紹介する、あるいは市の小規模基盤整備事業というのがあるんですが、それで畦畔を除去して近隣の農地の方をそこに誘導していくということを、丁寧にやっているところで、勧告に当てるようなことまではいかせないように何とか努力をしております。ただし、かなりそこも限界にきておりまして、先日もご相談があったんですが、もう引き受けられないということも聞いておりますので、圃場の条件や耕作者についてなど、これからどのように共同化を進めていくとか、農地の集積をどうしていくかということは抜本的に考えていく必要があると感じております。

○1番（佐藤克成）

遊休農地の課税強化について農林水産省の担当者とお話ししたんですけども、あくまでも課税強化が目的ではなく、どれだけでも遊休農地を減らしたいということでした。制度自体はこういったものがあるんですが、岐阜県においては課税強化に至った件数がないということで、本当の意味で遊休農地対策になっているのかどうかというところに疑問がありましたので質問させていただきました。

2点目の農地権利移転の許可件数が33件あった中で、遊休農地が2件あって、それらが耕作農地に戻ったというようなことがありました。自分の把握している農地で、近年ずっと遊休農地化している農地では担い手が現れず、元の所有者のまま草刈りや手入れがされてないような土地もありますけれども、現状、遊休農地化が継続している理由については担い手農家や農業に従事している方への権利の移転が進んでいない、進まない事情があると感じております。

なぜかといいますと、担い手農家も集積が限界に達しているといわれるのは本当にそのとおりだと思いますし、私自身家族と一緒に農業をしておりますが、耕作をやめていかれる方の農地に

についての相談を受けることもあるんですけれども、引き受けられない。作業料をいただいても引き受けられない理由には、やはり人の土地を自分の時間や労力を割いて耕作するという動機がないからだと思います。事業として成り立っていく程度の面積は確保したいが、それ以上の集積は難しいという中には、無理をしてまで引き受ける理由がないからというところがあるんですけれども、だとしたら、小規模であっても、少しでも農業に関心のある方に対して権利移転を促していくような制度が必要だと感じています。

先ほどの答弁で明確には言及されませんでしたが、助成金を支給して、権利の移転を促していくことは必要だと感じております。どれだけコストがかかるか分からず中で、遊休農地化された土地に対して対価を支払い、土地を手に入れるということは難しいと思います。個人の資産になるものに対して、税金を投入するのはいかがなものなのかということがあるかと思いますが、農地については所有されている方の一存で好きなようにしてもいいものではないと思います。農地というのは次世代に必ず残していくべき土地だと思いますので、そういう優良な農地を残していくためにも志があるというか、興味・関心のある、これから農業を目指す方に権利移転を促していく必要があると思います。ですので、どのように助成金を支給することで、権利移転が図られるか、実効性があるかどうかというのを一度検討していただくことも必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

農地の権利移転というか、今は所有から使用の時代に来ていますので、農業の場合ですと、これからは農地バンクを利用して、そこから再配分するということで、先ほど答弁した農地中間管理機構にも市場事業があるというのが実状です。農地を移転するきっかけということで、貸し手借り手どちらかは別として、たしかに助成をするというのも1つの方策であると考えますので、今後も様々な観点から検討の1つとしていきます。ただ、耕作放棄地はモザイク状に出てくるので、耕作放棄地周辺の水路や隣接する農道の管理の負担を、できるだけ担い手にかかる仕組みをどのようにつくっていくのか。根本的に、その辺りの青写真を作つて、そこに向かって政策を体系立てていくということが必要であると考えていますので、様々な有効な策を検討してまいりたいと思います。

○1番（佐藤克成）

助成金を出せば有効な担い手に農地が引き継がれるかどうかというのは難しいところではあると思うんですが、1つのきっかけにはなるかと思いますので、可能性の1つとして検討していただきたいと思います。

改めて、飛騨市は長期的に人口減少が進んでいますけれども、農地を開発して宅地にするといった農地転用の件数が増えてています。土地余りの時代において、農地を潰してまで土地開発をするというのは、問題があるのかなというところがあります。父が子供の頃、40年前ですと宅地が少ないというところで、農地開発で農地を宅地に転用するということが必要な時代があったかと思いますけれども、今ですら、農地を宅地化して持つておく価値があるといったことを言われる方がいます。市内を見ますと空き家ですとか、更地のまま活用されてない土地があるんですけれども、

ども、飛騨市として農地転用に際して需要が少ない中で農地をどう守っていくかというときに、過去と比べて転用許可の基準といったものは変わってきてているんでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

40～50年前と比べれば、もちろん人口は減っていますし、大規模な開発も減っているということであります。農業上、農業振興地域の整備に関する法律の中で、適切に地を図っていくということで優良農地を守っていくというのが我々の立場です。

一方、転用の基準につきましては農地法と、その他の運用の法令等によって明確に決まっておりますので、そちらを適正に運用していくことになっております。

○1番（佐藤克成）

自分の質問の意図は、農地は農振農用地として守られていき、その中に遊休農地化された土地があれば考えていかなければならないんですが、きちんと耕作をされている農地と遊休化している農地、それぞれ固定資産税は今、一律だと考えているんですけども、再生困難な荒廃農地に対して、まだ非農地通知が出されてない農地がたくさんあります。こういった農地について非農地通知を速やかに出して、課税種目の切り替えということも行われていく必要があると思います。非農地通知が発行されなかつた残りの荒廃農地について、順次巡回をして、複数人での検討が行われているとおっしゃられましたが、非農地通知を出されたとしても、すぐに転用が可能になるというわけではないので、客観的に非農地だと言われるような農地については、非農地通知を出していって、農地の課税科目も土地・田・畠からその他雑種地・山林等へ切り替えていく必要があると思うんですが、非農地通知の発出件数が伸びないのは、農業委員会事務局のマンパワーが不足しているということなのか、非農地通知を出しづらい事情があるのか教えていただきたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

非農地通知を出すことについては、農地から切り離すことになりますので、より慎重に行っております。現実的には、まず農地法では、全ての農地を年に1回は農地利用状況調査しなければならないことになっていまして、農業委員やそのほかの皆様に現場に赴いていただいて、我々のほうも、タブレットをお渡しして、できるだけ合理化も図って進めて、その中で、山際のほとんどの農地がそうなんですが、もう林地化したようなところについて非農地通知を出しているということが実情です。客観的な評価が要りますので、必ず農業委員会事務局の職員も一緒に行って、客観的に適正に評価をして、これは非農地通知だというものを順番に出している状況です。ですので、慎重に判断をして、それをさらに農業委員会の総会にかける工程も踏んでいるので、非常にマンパワーがかかります。限られた人数の中でそういった処理をしていますから、人手が足りないというよりも、それだけ手間をかけて確実にやっていくというのが今の実情です。非農地通知を落とさないとまた回らないといけなくなるので、農業委員会の皆様からも早く非農地通知を出してくれというご要望が実際にあるので、その辺りも来年度は人工衛星の衛星データも使いな

がら合理化を図っていく計画でおりますので、とにかく早く、非農地のところはしっかり調査をして、意向確認をして、非農地通知を出していくように努めてまいりたいと思います。

○1番（佐藤克成）

今回の一般質問では、遊休農地化対策についての実効性のある効果的な対策を自分の中でも見つけられなかつたんですけれども、やはり飛騨市という高冷地野菜を栽培する中山間地で、全国的にも注目されている農地でございますので、できれば次世代にも優良農地ができるだけ多く残していくために、農地所有者に不利になるようなことも出てくるかもしれないんですけども、課税の強化であったり権利移転を促したり、あらゆる方策について検討していく必要があるなと思いました。

では、次の質問に移らせていただきます。3点目、廃品の分別収集について。区の分別収集の立ち会い当番制について。定期的に区ごとに行われている廃品の分別収集日において、住民の当番制により立ち会いが行われていますが、飛騨市内においても立ち会いが行われている地域と行われていない地域とがあり、当番になった場合、朝の1時間程度時間が拘束され、仕事に遅れて行かざるを得ないとの声もあります。核家族世帯や独居老人世帯で負担に感じている住民もいる一方、立ち会いによって適切な分別回収が成り立っている側面もあるかと思います。立ち会いについては各区の判断で行われているのか、立ち会いの必要性について、市の見解をお伺いします。

○議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、私からは区の分別収集の立ち会い当番制についてお答えいたします。地域で行っていただいているごみの分別収集ステーションについては、身近な地域に収集拠点を設置することで、ごみ出しにおける利便性を高めるとともに、地域を通じたごみ分別に対する理解促進を目的として、市町村合併以前より行われてきた取り組みです。

分別収集ステーションの管理は各地区において行われており、収集日における分別用コンテナの設置から、収集業者が回収できる準備までの作業と、適切な分別が行われているかの確認なども地区の役割として行っていただいております。地区においては、その作業を行う方を当番制で対応されている状況であると思います。この当番制につきましては、分別収集の運営管理という役割もありますが、当番に就かれた方のごみの分別に関する知識の向上と意識の醸成にも大いに役立っています。各地域で一生懸命分別に取り組んでいただき、他の自治体と比較しても非常に優良な分別がされておりますが、ステーションを経由してリサイクルセンターに持ち込まれるごみの中には、まだまだ不適切なものも見受けられます。ごみの分別ステーションでの分別確認は、適切な分別の実施に当たり大事な取り組みになりますので、現在、実施されている地区においては今後も継続していただければありがたいと思います。

当番制が仕事などの負担になっているとのご意見もあるかと思いますが、時間などは各地区で決めていただいており、地区によっては収集日前日の夜間に収集している事例や、高齢者世帯などを当番から除外するなどの配慮をしている事例もありますので、各地区で協議の上、地域の事情を鑑みながら当番制の方法を含め、地域に合った方法をご検討いただき、引き続き廃棄物の適

正な収集にご協力いただきたいと思います。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○1番（佐藤克成）

分別収集の立ち会い当番制について時間の工夫ですとか、分別に立ち会われる方の分別の知識の向上にも役立っているということを理解させていただきました。先日、私が所属している区においても、令和7年度から運用の見直しをやられておりますが、それは区のほうの役員総会で話し合われているんですけれども、子育て世代、働き世代の方の意見というの根強いもので、自分の区は役員の方が運用の見直しを積極的に行われているところもあるかと思うんですけれども、そうでない地区もあるかと思います。そういったところで、統一ルールとして市からこうしたらしいですよとか、時間短縮や前日の夜にするとか、そういった地区もあるということを、飛騨市内の全ての自治会に周知するといったことは行われないんでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

当番のやり方につきましては、議員おっしゃられるとおり様々でございまして、古川町におきましても、朝早いところは午前6時半から収集を始めておる地区もございますし、遅いところですと午前7時以降ということです。短いところは30分の時間内で収集されているところと、1時間以上取られているところもあります。そのように、地域の事情によりまして時間や立ち会っていただく人数なども、市のほうで特に何人お願いしていることでもございませんので、そこは地域の中で一番やりやすい適切なやり方を見いだしていただきまして、ご検討いただければと思います。

また、そういうことにつきまして、他の地区がどうやっているかというようなことがありましたら、ステーション管理は区のほうにお任せしておりますので、区長会等の席で情報交換ができるような場もあるかと思いますので、そういうところでまた各地区の実情などもお聞きいただければ、地区ごとに合ったよりよい方法が見つかるのではないかと考えております。

○1番（佐藤克成）

飛騨市のごみ分別、リサイクルに対する姿勢は本当にすばらしいものがありまして、現行の運用で工夫をしながら続けていくことが、飛騨市のごみの削減ですとかごみ処理施設の持続化という面でも有効な部分は大いにあるかと思います。

横山環境水道部長がおっしゃられた、要望等は区長会を通して柔軟に情報共有を図っていきながら、工夫を重ねていくことになるのかなと思います。また、なかなか役員会、区長に声を上げられない方もいるかと思いますので、今後、定期的に勘考して、ごみ収集の当番制について、市民の意見、理解を深めながら注視していきたいなと思います。

私の質問は以上になります。

〔1番 佐藤克成 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で1番、佐藤議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時5分といたします。

（休憩 午前10時55分 再開 午前11時05分）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

3番、小笠原議員。

〔3番 小笠原美保子 登壇〕

○3番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので、一般質問をいたします。

初めに、ICT教育についてお尋ねいたします。国のGIGAスクール構想では、児童生徒1人1台の情報端末と学校でのネットワーク環境が整うため、自然とITの知識やプログラミングのノウハウを身につけられるようになると期待されています。文部科学省は特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰1人取り残すことなく、公正に資質、能力が一層確実に育成できる教育環境を実現していく。そして、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師、児童生徒の力を最大限に引き出すと、実現に向けて掲げています。学習環境が多様化し、個別最適な学びが実現することで、登校が難しい児童生徒も等しく学びの機会が得られるようになり、学習の遅れを解消しやすくなるなど、子供たちの学校生活も安心できるようになっています。また、教育者の側にも、業務効率化や授業の質の底上げにつながることが期待されています。そこで、飛騨市の現状や取り組みをお尋ねいたします。

1つ目は、ICT教育導入の成果と問題点についてです。令和4年の9月定例会でタブレット端末の活用の状況をお尋ねいたしました。当時は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校の休校でオンライン授業への需要が高まっていたことで、学習端末の配備が慌ただしく進められていた頃であります。現在、導入から年数も経過し、子供たちもタブレットで学習することが当たり前となり、教える側の先生の指導も様々に進歩されていることと思います。成果、効果、問題点や課題などについてお尋ねいたします。

2つ目は、1人1台タブレットの管理についてです。今年3月の当初予算で「学習環境の整備のため、児童生徒1人につき1台配備しているタブレットパソコンなどのICT機器について、整備から5か年を経過したものを対象として更新する。」とありました。更新対象となる主な機器は、タブレット及びタブレット保管庫、校務用サーバー、校務用ノートパソコン、職員室メールパソコン、図書館管理用パソコン、スタンド付きディスプレイ、タブレットパソコンを対象に8,730万5,000円とあり、今の12月定例会ではタブレットの修繕費の増額も補正予算に挙げられています。子供たちが各家庭に持ち帰り勉強できることは便利ですが、取り扱い方や管理などのルールも各家庭に共有することが重要になります。どのようにされているのでしょうか。年々物価の高騰も懸念されますが精密な機器でもあるため、今後も5年ごとに更新をしていくのが基本な

のでしょうか。また、故障し修繕している間は予備の機器が人数分あるのでしょうか。

3つ目は、情報モラル教育についてです。タブレットばかりではなく、スマートフォンや家庭のパソコンなどいろいろな機器が発達し、使用をされています。子供たちや保護者、各家庭でのルールが必要ですし、健康上の心配や誹謗中傷に利用されるなど、いじめのもとになったり思いもよらないトラブルに巻き込まれる事例もあります。東京で、いじめが原因で自殺してしまった小学校6年生の女子児童はタブレット端末のチャット機能などで悪口を書き込まれ、いじめは家までついて来るとして問題になります。特に個人情報の漏えいや、オンライン上のいじめ、サイバーセキュリティーのリスクも高まるなど、いろいろな状況を想定しなければなりません。利用時間はそれぞれ個人で違うと思いますが、依存することなく、自分でよい判断ができるような指導、取り組みをお尋ねいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

まず、ICT教育導入の成果と問題点についてお答えいたします。国のGIGAスクール構想によるタブレット整備から5年目を迎える児童生徒がタブレットを文房具として使いこなす姿は、小学校から中学校まで、どの教室でも当たり前の風景になりました。ICT教育の導入による児童生徒への成果、効果は大きく2つあると捉えております。

1つ目は、一人一人の分かり方に応じる個別最適な学びが充実したことです。ICT機器を使うと、動画や写真、シミュレーションなど一人一人の分かり方に応じた様々な学習素材を提供することができます。また、オンラインドリルなどで習熟度に合わせた問題練習ができるようになりました。これらによって、学習への興味・関心の喚起や学習内容の確実な理解につながっております。

2つ目は、仲間とともに学ぶ、協働的な学びが充実したことです。導入した学習支援アプリを使うと、自分の考えを大勢の仲間に送ったり、大勢の仲間の考えを一度に見たりすることができます。また、オンライン会議アプリを使うと、他の学校の児童生徒や学校外の施設の方との交流も可能です。こうした、多様な人の考えに触れ、対話することで自分の考えを広げることにつながっています。また、ICT教育を導入したことで、教員にも大きな効果や成果がありました。教員同士が教材を共有することや、授業準備の効率化が進んだことで、働き方の改善にも効果が出ております。

一方で、問題点や課題もあります。1つ目は、児童生徒の利活用に対するモラル教育を進める必要があることです。情報機器の活用に伴い、全国的にはSNSのトラブルや著作権の問題などが起こっています。児童生徒が自ら考え、判断し、適切に機器を活用できるように、情報モラル教育を進めています。また、ICT教育の推進には教職員のスキルアップも欠かせません。教育委員会としましては、引き続き、市費のICT教育支援員等による職員研修の充実を図り、指導力の向上につなげていきます。

次に、1人1台タブレットの管理についてです。飛騨市では、タブレットの家庭での活用貸与に当たり、各家庭に同意書の提出をお願いしております。これは、保護者にも取り扱い上の注意

点を確認してもらい、各家庭で責任を持って管理していただくためです。また、4月、新しい学年になり児童生徒にタブレットを渡す際には、貸与式を行い、学級担任等が使用上の注意や約束を確認するようにしています。こうした対応をしても、授業でも活用場面が広がり、家庭への持ち帰りも増えたことから、誤ってタブレットを破損させてしまう事例が年間20件ほどあります。万が一破損した場合には年間保守業者が対応し、1日～2日で機器を交換しています。

国のG I G Aスクール構想については、令和7年度に第2次整備を行う予定です。タブレットの耐用年数がおよそ5年であることを考えると、今後も機器の更新が必要になってきます。しかしながら、整備には多額の費用がかかりますので、国の動向を注視しながら、今後の更新については検討してまいります。

3点目に、情報モラル教育についてです。まず、小学校、中学校では子供たちの状況をより掴むために、情報機器の使用状況のアンケートを毎年行っています。ゲーム機や音楽プレーヤーを含め、通信できる機器の所持率は小学校1年生から5割程度おり、6年生になると9割を超えます。また、中学生になると、携帯電話の所持率がぐっと上がり、7割以上になります。アンケートでは「夢中になって過度に使用している」と自覚のある子や、使い過ぎによって、授業中の居眠りや成績低下、友達とのトラブル等、よくない影響があったと答えている子もいます。この時代に情報機器と付き合わないことは不可能ですので、よりよい付き合い方を学んでいくことが必要だと考えます。

そのよりよい付き合い方を学んでいく1つが、情報モラル教育です。学校では、どの学年でも道徳や学活で継続した指導を行っています。例えば、道徳の教科書では、低学年では、規則や決まりを守ること、中学年では、情報の正しさやSNSでのグループトークの在り方、また、高学年では、肖像権や著作権についてや情報の効果的な活用、スマホ依存についてなどを取り上げて、議員も心配をされている情報機器の使用による様々なデメリット、メリットを考える場を設定し、発達段階に応じて段階的に指導をしております。また、授業後には必ず「家人の人と話し合ってみよう。」と投げかけ、家庭とつながるようになっています。

このように、指導を続けても、なかなか自分の生活や実感につながらない児童生徒もいます。そこで、外部講師を招いて、より具体的な話や専門的な話をしていただく場を設定したり、県や国から出ている情報モラル啓発リーフレットや動画を使用したりするなど様々な工夫をして、子供たちがより自分ごととして考えられるようにしています。

また、情報機器は家庭での使用が多いので、見届けはどうしても家庭にお願いすることになります。そこで、情報モラルの授業をPTAの参観日に行ったり、学校だよりなどで約束の話し合いやフィルタリングを投げかけたり、地域触れ合い集会で飛騨警察署生活安全課より、インターネットの危険性やSNSの詐欺についても講話をしていただいたりすることで、家庭、地域と連携していくことも大切にしています。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

○3番（小笠原美保子）

私もこの間、授業参観をさせていただいたときに、5年目になって、文房具扱いしているのをつくづく感じました。何年か前に見させてもらったときは、まだ特別なものといった感じで、授業でも結構特別な使い方をしなければいけないというのが伝わってくるような感じだったんで

ですが、今回は、思ったほどタブレットを使用するという場面は見なくて、しっかりみんなで話し合って、それを紙に書くようなことが多かったように感じます。なので、だんだん使い方も変わってくるのかなと思って見てきました。

先ほどお話があった中で、よかったですの中で、仲間との学び、大勢の仲間と共有したりとか、ほかの学校との交流も可能であるというお話を伺ったんですが、そのところでほかの学校との交流というのは、具体的にどこと、どんなふうにしているのか教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

様々な交流がされているんですけども、例えば、宮川小学校では、今6年生児童が1名ですので、宮川小学校と河合小学校の生徒が道徳の授業と一緒にオンラインで行って、より多様な考え方をお互いに交流して学ぶというようなことも行われております。

○3番（小笠原美保子）

それはすごいいいことだと思います。ほかの県とか、そういう話が出てくるのかなと思っていたんですけど、宮川小学校と河合小学校だったという話で、宮川小学校の子にとっても待ち遠しい授業になるのかなと思って聞かせていただきました。

問題点のところで、先生のスキルアップというのをおっしゃっていたんですが、このところは得手不得手もあったりすると思うんですよ。それでも先生にとっては、いろいろ工夫をされていると思うんですけども、そのところで、例えば先生のお仕事がたくさんある中で、それがすごく負担になってしまって精神的にちょっと追いきれないとか、そういう事例はないのか気になるのですが、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

まず、このICT機器の活用をするという面で、教職員からの負担で何か迫ったものがあるというところまでは聞いておりませんけども、ただ全体的に年配の職員については今までの授業の形態もございまして、このICT機器を活用しての授業については抵抗感がある職員もおります。ただ、その点について、若手の職員は日頃からいろいろとICT機器を活用しての経験がありますので、これまでには、ベテランの教員が授業について若手に指導するという場面が多々あったわけですけども、現在は、若手がICT機器の活用についてベテランの職員に職員室でアドバイスをしたり、ベテランの教員も自ら若手に聞わって「これはどうやってやるんや。」というようなことを聞いて、そういう意味では職員間の中で、世代を超えて授業の改善の交流ができるというよさも現在ございます。

○3番（小笠原美保子）

それは先生にとっても、いいことだと思います。お互いに得意なところを共有しながらやっていけるのが理想的だなと思います。学校の児童生徒、お子さんたちもそうだと思うんですけども、その一人一人の学習の進み具合に合わせて、取り組みやすくなっているというのは伺ったんですが、それはとてもありがたいと思いますし、お子さんたちも分からぬまま進むことはないのか

なという感じはします。ただ、対応してくださる先生は増えていますので、その現場の感覚の中では、お子さんの、それでも分からぬとか、これで分かるようになったとかというのは、どのように先生たちは対応してくださっているのか教えてもらえますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

これもＩＣＴ機器の活用という視点でお答えしますと、先ほどもオンラインドリル等の活用ということがありましたけども、これについては一律の問題ではなくて、ＡＩ等の活用もあり、児童生徒の習熟度に応じて、その子に合った問題をチャレンジさせるということもできます。ですので、そういう形で個別最適な学びの実施ということを職員も教員も考えてやっているという部分もあります。

また、今おっしゃった一人一人の子供たちの習熟度をどう把握していくのかという点につきましても、タブレットへの書き込みや入力の中で、個々のデータがございますので、それらを教員がタブレットの中で把握したり、あるいは画面に出す中で分類したりして、児童生徒の学習状況を把握するということについても、このＩＣＴ機器は効果的に活用しております。

○3番（小笠原美保子）

以前よりは、一人一人のことがよく分かるようになったというふうに受け止めていいのかなと思いました。

あと、2つ目のところで、タブレットの更新のことをお尋ねします。その更新というのは、5年ごとに新しくするという感覚でいいですか。もし、新しくしていくのであれば、古いタブレットは下取りに出すのか、教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今ほどの更新のご質問でございますけども、先ほど話題に挙がっておりました。電子機器、パソコンやタブレットは5年で減価償却といいますか、更新の時期を迎えます。動かなくなったり、いろいろアプリケーションとの関係がございますので、円滑にタブレットが動くには5年ごとに更新していくということでございます。それで、下取りというご意見もありましたけれども、機器によっては使用頻度に差異がございますので、そういうものについては業者と相談しながら、下取りということで、少しでも費用の軽減といった努力も図りながら、来年度に更新の時期を迎えるということで、大変大きな事業でございますけども、更新作業の予算編成に努力してまいりたいというふうに考えております。

○3番（小笠原美保子）

補助金が出たとしても、市で負担するのは結構大きなお金だなと思って見てたので、下取りしてもらつたらいいと思って聞いていたんですけども、子供たちが使い続けるタイミングも分からなくて、例えば、小学校1年生で入学をしたお子さんに与えられて、それを6年間使って、また中学校にも持っていくのかとか、その辺りはどのようになっているのか教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

小学校1年生から6年生まで使い、中学校では、また新たに使うという形になります。

○3番（小笠原美保子）

先ほどのお話の中で、大事に使うために毎年貸与式をすると伺っているんですが、2年生になって持ち上がりだったとしても、毎回やるということですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

そのたびに、タブレットを大切に、正しく使うということについて教育しております。

○3番（小笠原美保子）

大事に使っていただきたいです。以前は、家に持つて帰ると傷めてしまうといけないので、学校の保管庫で充電をしておくと伺ったと思うんですけども、持ち帰るようになったのはデジタルドリルとか、おうちでする勉強のために持ち帰るようになったということでよろしいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

そうです。主に宿題という形で、そういったドリル形式のものをやると。あるいは、ソフトの中には自分研究といった形で、いろいろとまとめたりするようなページもありますので、場合によつてはそのような活用もしていると聞いています。

○3番（小笠原美保子）

3つ目の情報モラルのところなんですが、私、前回の議会でもいじめのことを質問させていたいたんですが、実は中学校の関係の方に伺ったのが、今までどおりの教室の中で悪口を言つたり叩いたりというよりは、インターネット上のいじめが目立つてきているということを伺つたんです。先ほどから、おうちの保護者との共有というのもおっしゃっていましたし、学校の手が離れる場所で行われる感覚がすごく強いんですけども、そのところで、いろいろ手を尽くしていただいて、お子さんたちにも情報モラル教育のために講師を呼んだりとか、リーフレットを配ったりしてくださっていると伺いましたが、子供たちへの成果というか、感想というか、そういったものはどのようなものか教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

先ほどもお話ししましたように、情報モラル教育というのは小学校1年生から積み上げております。そういう中で、成果としては中学生になり携帯を持つようになって、インターネット上のグループでのトラブルがあったときに、そのままにせずに親とか、教員に相談をする子がどんどん増えています。だから、仮に問題があつても、自分で考えて正しい判断できる子がどんどん育つっていますので、その子たちが相談という形でSOSを出すというようなこと、また、それをも

として、全体の指導を通して、情報モラルの教育意識を高めているという実践が進んでおります。

○ 3番（小笠原美保子）

今までの説明を聞いていると、タブレットが導入される前よりもお子さんたちに寄り添っている感覚とか、先生とか保護者、児童生徒の皆さんとが交流を持ったりとか、関係が逆に密になっているような感覚を受けます。時代が時代ですので、使いこなしていって、よりよくなっていくといいなと思いますので、今後もどうぞよろしくお願ひいたします。

次の質問です。子育て支援について伺います。妊娠、出産、子育てと向き合わなければならぬお母さんたちは自分の体の変化や育児への不安、そして、いつまで続くか分からぬ睡眠不足や疲労の中で一生懸命に頑張っています。思うように家事のできない生活など、1人ではどうすることもできない状況になることもあります。国において、妊娠期から切れ目のない支援の拡充がされ、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業の強化がなされています。飛騨市では国に先駆け、妊娠中から出産後の支援をしてくれる「産前産後ママサポプロジェクト」があり、助産師や地域の方々と連携し、お母さんが孤立感や不安感を解消できるようにするためのお手伝いをくださっています。飛騨市のホームページには子育て支援ガイドなども分かりやすくなっています。必要な支援が受けられやすくなっていますので、利用者にとってありがたいのではないでしょうか。子育て支援について幾つかお尋ねいたします。

1つ目は、産後ケア助成事業、乳児託児、子育て支援ヘルパー派遣事業の利用状況です。産後の大変な時期に、家族などからなかなか支援を受けられないお母さんの負担を軽減するために、医療機関を利用した宿泊型やデイサービス型、助産師による家庭訪問型の産後ケア助成事業、ご家族から日中に家事などの支援が受けられない家庭に、ヘルパーが訪問してサポートしてくれる子育て支援ヘルパー派遣事業など、本当に手厚く寄り添っていただいている。現在の利用状況を教えてください。

2つ目に、里帰り出産の方へのサポートについてお尋ねいたします。市外のご実家へ帰る場合、市外から飛騨市内のご実家へ帰る場合と両方あると思いますが、里帰り出産をされた場合には産前産後の数か月間、ご実家に滞在されることになります。住所地との連携は可能でしょうか。産院主体となると思いますが、市の赤ちゃん訪問や相談支援の利用は可能でしょうか。また、上のお子さんがいる場合、その兄弟が予防接種や健診などが必要になることもあります、住所地でしか受けすることはできないのでしょうか。こども家庭庁には、里帰り出産する妊産婦に対し、産前産後のケアなどの、提供可能な行政支援に関する情報提供を行うことが示されています。現状とお考えを伺います。

3つ目は、多胎育児への支援についてです。こども家庭庁の産前産後サポートの一部に、「多胎妊産婦等支援」があります。多胎児の育児経験家族との交流や相談支援事業を実施する、多胎ピアサポート事業や、多胎妊婦や多胎家庭のもとで家事や育児をサポートするホームヘルパー派遣、乳幼児健診などに同行する外出時のサポート一派遣など、サポート一派遣事業が予算化されています。早産や様々なリスクがあるため、特定妊婦に指定されることもあり、中後期になると自動車の運転などもできなくなるなど、生活の負担も大きくなります。2018年に愛知県で、三つ

子の子育て中だったお母さんが生後11か月の次男を畳の上に投げ落とし、傷害致死罪と判決された事件がありました。それに対し、多胎家庭の支援団体が減刑と執行猶予を求める嘆願書、1万1,000人を超える署名が提出されています。その痛ましい事件をきっかけに、各地でサポート体制が整えられ、増えているようです。時間的、精神的に余裕がなく、助けを求める暇もなくなるともいわれているため、妊娠中からのサポートは重要になります。飛騨市の現状とお考えを伺います。

4つ目に、産後鬱のサポートはどのようにされているのでしょうか。出産後にホルモンバランスが乱れたり、育児に対する不安や大きく変わる環境の変化、外出もままならず孤立感を深めたり、子供の泣き声にイライラしたりするなど、悪循環を招くようになります。本人や家族も、出産後の慣れない育児によるものだと考えたり、ありがちなこと、単なる育児ストレスによるものではないかと思われがちで、お母さんたちも頑張らなければいけないという気持ちから、なかなか相談することができないようです。産後1か月以降に見られる産後鬱は10人に1人はなるともいわれているため、心身のバランスを保ち無理をしないためにも、周囲がどれほど手を差し伸べられるか、第三者の力がとても必要になります。また、お父さんの育児参加が進む中、育児と仕事との板挟みによるメンタル不調になるケースも増えているとのことです。父親の産後鬱と呼ばれ、お父さんもお母さんと同程度のリスクがあるとの調査結果も出されています。こども家庭庁では、出産や子育てに悩む父親支援のため、ピアサポート事業、父親相談支援があり、お母さんだけではなく、お父さんにもケアが大切だと認識が広がっています。飛騨市での取り組みや、今後のお考えなどを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

子育て支援についてのお尋ねですが、1つ目の産後ケア助成事業、乳児託児、子育て支援ヘルパー派遣事業の利用状況については、令和5年度における利用状況についてお答えいたします。産後ケア事業については、宿泊型の利用者が3名で延べ9日、通所型の利用者はゼロ名。訪問型の利用者が43名で、延べ361件となっており、乳児託児については利用者18名で、延べ128回。子育て支援ヘルパーについては利用者が2名、延べ41回の利用がありました。産婦に対する支援事業については全体的に利用数が増加傾向にあり、令和4年度との比較では、これら3つの事業全てにおいて利用回数が2倍以上に増加している状況です。

次に、2つ目の里帰り出産の方へのサポートについてお答えします。里帰り出産については、飛騨市民が遠方の自治体に里帰りする場合には、妊娠中の時期から里帰りなどの情報を伺い、妊娠期や出産後の赤ちゃん訪問などについて予定を立てます。長期の里帰りになる場合には里帰り先の保健センターなどと連携を取り、訪問の依頼をすることも可能です。また、乳幼児健診や予防接種についても、里帰り先で受けることができます。ご兄弟がおられる場合も同様に、健診や予防接種が受けられるよう支援しております。

また、飛騨市に里帰りで来られている方についても、希望があれば妊娠期の相談や赤ちゃん訪問について対応しており、乳幼児健診についても住所地の自治体と連携しながら実施しています。

なお、産後ケアや子育て支援ヘルパーなどの産後支援に関する事業については事業を実施していない自治体もあり、実施している場合でも、その内容や委託先、利用条件や利用料も異なるため、現状では全国一律で利用できる状況にはありません。産後ケア事業については令和3年度に市町村の努力義務とされたところですが、現状では、全国的に統一的な体制整備には至っておりません。

3つ目の多胎育児への支援についてお答えします。飛騨市では年間1組程度の多胎児の出生があり、妊娠期から保健師や助産師がサポートし、出産後には産後ケアや子育て支援ヘルパーなどの派遣などにより、きめ細かい支援に努めています。ただし、現状では多胎児に特化した支援ではなく、市としても多胎家族へのサポートをより厚くする必要性を認識しております。岐阜県には、多胎家庭への支援を専門としたNPO法人ぎふ多胎ネットがあるものの、飛騨市内及び飛騨地域において活動できる人員数が少ない状況でしたが、先般、新たに研修を受けたサポート者が数名加わったとのことで、来年度から当該NPO法人と委託契約を結び、多胎児を持つ母親への支援事業を実施する検討を進めております。また、今後は当該NPO法人と共に、サポート募集の周知や市内での研修の実施など、多胎家庭の支援ができる人員の確保にも努めていきたいと考えております。

4つ目の産後鬱のサポートについてお答えします。産後鬱は、産後間もない産婦には誰しも起これり得るものと認識しています。飛騨市では、産後鬱の1つの要因である不安を軽減するために、妊娠期から保健師や助産師による産前サポートを実施しています。出産後は出生届が出された後、すぐに保健師が情報を確認し、ご本人と連絡を取り、本人の希望や支援必要性を確認した上で支援プランを立て、速やかに産後ケアにつなげます。その後も、乳幼児相談や健診などの機会に、母子が健やかに生活できているか確認をしております。産後鬱の兆候が見られる場合は、母子の状況に応じて宿泊型や訪問型の産後ケア、乳児託児、子育て支援ヘルパーなどを導入し、母の鬱の治療を促したり、家族の理解のためにサポート会議を開催するなど、特に産後鬱に留意した支援を実施しています。

父親へのサポートについては妊娠期のパパママ教室を通じ、父による母の支援の方法や実際の沐浴の仕方の指導などによって、妊娠期から産後間もない母子について理解を深めてもらい、より育児に関わっていただけるような支援をしています。現在では、社会的にもお父さんが育児休暇を取りやすい環境が広がってきており、ますます母子を支援する機会と期待が大きくなっています。また、飛騨市においても、お父さんが育児の不安を抱えるケースは現実にあり、保健師や助産師がサービス利用の調整を行ったり、時には病院への受診に同行するなど、家族全体に対する支援を行っているところです。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○ 3番（小笠原美保子）

調べたり、今お話を聞いたりした中で、かなりきめ細かくしていただいていて、皆さん心強いと思います。

1つ目の利用状況のところで、令和5年で利用者が2倍以上になったとおっしゃったんですけども、結構増え方が大きいと思うんですが、増えた原因というか、なぜなのか分かりますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

直接聞いたわけではないんですけども、支援の方法が充実しているからだと思いますし、ママ友とか、今、「まるん」というサービスもありますし、そういう中で情報が行き渡って利用につながったものと思われます。

○3番（小笠原美保子）

宿泊型も結構ご利用があると伺ったんですが、これは病院のほうで宿泊する形だったと思うんですけども、そこへ行くまでというのは、ご自分で行かれるんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

基本は自分で行かれると思いますけども、保健師等が同行する場合もございます。

○3番（小笠原美保子）

そうしてもらえるとありがたいと思って聞きました。結構きめ細やかに産後ケアの子育て支援ヘルパーの事業があるんですが、私が見た中では大体1歳くらいまでのご利用になると思うんですけど、1歳までの赤ちゃんは不安は不安なんですが、動かないじゃないですか。1歳を過ぎると歩き回ったり、動き回ったりして余計に目が離せなくなるので、せめて1歳半とか、2歳だとちょっとあれかなと思いますけども、もう少し延長してもらえるとありがたいと思いますけど、その点についてはどのようにお考えですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

1歳半健診がございますので、必要でしたらいろいろな支援を入れると思うんですけども、年齢については今後も状況を見ながら検討していきたいと思います。

○3番（小笠原美保子）

ぜひ検討していただきたいと思います。自分の子育てのときもそうでしたけど、私、孫もいるんですが、やっぱり11か月過ぎ、お誕生日を迎える頃ぐらいからますます手がかかるようになると思いますので、お母さんたちもその頃からのほうがもっと大変になってくるかなと思います。ですので、できれば延長してもらえるとありがたいと思っていますけども、そのようなお声は保護者の方から出たことはないですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

私自身はそういう声は承知しておりませんけども、今、1歳を過ぎると保育園に未満児で入園させる方が多くいらっしゃいますので、保育園のほうでケアができると思っております。

○3番（小笠原美保子）

保育園に行く人は多いですね。関連してくるんですけども、双子もそうだと思われます。飛騨市

内の方ではないんですけども、知り合いでお孫さんが双子だった方を知っているんですが、その方が、双子が生まれてから音信不通になるぐらい大変で、仕事もしていらっしゃったんですが、ままならず、1年以上ずっとお母さんのサポートで双子のお世話をしていたんですよね。結局、その方の場合はお嫁に行った娘さんが双子を産んで、里帰りで家にいたんですけども、あまりの大変さになかなか嫁ぎ先へ帰れなかつたというパターンだったんです。伺つて分かったのが、子供が2人になったからといって、手のかかる大変さが2倍になるわけではないというのを、聞いて思いました。「2倍どころじゃなくて10倍だよ。」と、その方はおっしゃっていたんですけども、今の子育て支援は充実しているので、とてもありがたいと思いますけども、できれば多胎児は多胎児に特化して、その辺を考慮することが必要かなと思います。その点に関してはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

飛騨市内で生まれてくる双子とかの多胎児は年間1組ぐらいですので、直接、当事者からの話を聞きまして必要な支援を入れていきたいと思います。

○3番（小笠原美保子）

こども家庭庁から結構きめ細やかに出ていますし、飛騨市でも、もともとしっかり一人一人の声を聞いて取り組んでくださっているので、ということは特ないんですけども、里帰りの方は情報が入ってきていないなという感覚はあります。今おっしゃつたように里帰り出産をされる方でも、上の子さんが予防接種をしなければいけないとか、健診を受けに行かなければいけないというのを、里帰りされた方が御存じないことが多いと思います。それで、どうしましょうという話を聞いたことがありますので、できれば、飛騨市の方がお産をしに行くのは高山の病院がほとんどだと思いますけども、利用される病院であるとか市役所の窓口のほうから里帰りされる方にも、そのところは支援してくださるとか、方法があるということを教えてくださると、とてもありがたいと思います。それがあるから慌てて帰るという声も聞いたことがありますので、ぜひそうしていただけるとありがたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

先ほどもおっしゃつたように、ホームページ等でいろいろな産後ケアサービス状況とか、分かるようにしておりますので、当事者の方も恐らくは里帰り先の情報を仕入れるということはやつていらっしゃると思いますし、そういう情報をこちらで入手しましたら、そういう方にも伝えられるように努めてまいりたいと思います。

○3番（小笠原美保子）

子育て支援では子供を増やすというのは、とても大事なことがあると思うんですけども、私は補助金をばらまくことだけが少子化対策だとは思っていないので、いかに子供を慈しんで育てていける時間を持てるかというところのお手伝いをしていただけるとありがたいと思っています。今後もどうぞよろしくお願ひいたします。

では、最後の質問に移ります。最後の質問は迷惑行為に移ります。観光客、特に海外の観光客の方が、ランドセルを背負った小学生を見かけ、かわいい姿を写真に写すということをよく見かけます。みんなで列になって並んで下校している姿や、まつり広場で走り回っていたり、コイに餌をあげていると、ほほ笑ましくてかわいいのはとても分かりますが、子供たちにとっては見知らぬ人に無断で写真を撮られるということは恐怖を感じることもありますし、SNS全盛の今、子供たちの写真が知らぬうちにインターネット上で公開されることもあります。観光地でもあるため、地域の特定も容易で危険だと感じます。個人で気をつけるしかないのですが、各家庭や学校で子供たちに気をつけるように意識を持つてもらうため、注意が必要だと思います。また、大阪府では、地域住民が児童の顔を撮影しないよう、ポスターを貼るなどして注意を呼びかけたりしているところもあるようです。このような迷惑行為に対して、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（井端浩二）

午後0時を回ると思われますが、このまま引き続き進めさせていただきます。

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畠上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畠上あづさ）

それでは、迷惑行為についてお答えいたします。議員ご指摘の写真撮影やSNS等の投稿につきましては、厳密にいえば、肖像権の侵害となる場合もあるほか、インターネット上で拡散された場合、完全に消すことが難しいなどの問題があると言われております。しかしながら、スマートフォンの普及で、誰でも気軽に場所を選ばず写真撮影ができる時代となっておりまして、観光地などで写真を撮影してSNSに投稿することは、国内外を問わず、特に若い世代の自己表現として1つの楽しみとなっていることも事実です。飛騨市にお越しいただいたお客様に対しまして、ポスター掲示などで注意を呼びかける方法もあるとは思いますが、悪意を持った写真撮影なのか否かを見分けることは現実的に難しいことや、逆に飛騨市での楽しい時間に水を差す結果となる懸念もあります。このため、まずは保育園や学校との連携を密にしながら、こうした事案についての情報収集を行ってまいります。なお、既に市内の小学校では、観光客に限らず、心配な事案が発生した折には学校に相談するよう保護者に呼びかけを行っているほか、万が一そうした相談があった際には警察にも情報共有し、登下校時のパトロールを強化するようお願いする体制を整えていることを確認しております。

〔商工観光部長 畠上あづさ 着席〕

○3番（小笠原美保子）

まつり広場で子供たちが遊んでいるので、よく通りかかってみると、びっくりしたのが、子供たちが遊んでいる中で、あからさまに写真を撮っていらっしゃる方がいたときに、小学4年生か小学5年生ぐらいの女の子が「ノー・ピクチャー」と言ったんです。それで、撮っていた人もびっくりしてやめていたので、意思表示するのは大事なことだと思ってそのとき見ていました。ですので、まずは子供たちが自分で嫌なことは嫌と言えるのは、学校の場であるとか、お父さんやお母さんと話し合ってきちんと意識を高めていただくといいと思うんですけども、今も心配なこととかを学校とか警察へ相談をすると伺いましたが、その中に、今のような自分の身の危険を感じる場合・事象のことも具体的に示して、共有してもらうということをしていただきたいと思

うんですけどもいかかでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

その点につきましては教育委員会とも連携いたしまして、学校などを通じて保護者の方にアドバイスできるところは一緒になって進めていきたいと思っております。

○3番（小笠原美保子）

ポスターとかで喚起をすると観光客の楽しい気分を損なってしまうとおっしゃったんですが、私は各国語で貼っていただきたいなと思っているんですけども、観光客ばかりではなくて、地元の人間にとってもそのポスターを見ることで、そういうことを見たら注意しなければいけないなという意識が高まるかと思うので、私は必要だと思います。その件に関しては地元の意識を高めるためにも、やっていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

市民の皆様への啓発につきましては、例えばまつり広場にポスターを貼るなど、そういう手順ではない別の手段で啓発する方法もあろうかと思いますし、実際、高山市とか白川村のほうにも聞いてみましたけれども、あちらでは掲示物による意識啓発は行っていらっしゃらないということでした。ですので、先ほど申し上げたことも含めて、心配なところへの対応と、楽しい旅をしていただこうというところも大切にしながら、どっちがどっちというところで難しいところもあるかと思いますが、そういう意識を忘れないようにしながら、お客様をお迎えしていきたいと思っております。

○3番（小笠原美保子）

ぜひ皆さんにも意識を持っていただいて、見かけたら口頭で注意ができるようになるといいなと思います。まつり広場の辺りは中心地ですし景観もいいですし、そこに子供たちがいつも走り回ったりとか、コイに餌をあげていたりするのは、観光客にとってもいいと思いますし、地元の人間にとっても本当に心が和むいい場所だと思っていますので、安心してその景色が守られるようにやっていけたらいいと思っていますので、今後もぜひよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

〔3番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で3番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時10分といたします。

（ 休憩 午後0時05分 再開 午後1時10分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

10番、住田議員。

〔10番 住田清美 登壇〕

○10番（住田清美）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、午後の部の一般質問に入らせていただきたいと思います。

初めに、新年度予算策定に当たってお尋ねしたいと思います。早いもので、今年も師走の声を聞く時期となりました。令和6年度は、今のところ大きな災害等もなく、この秋を中心に合併20周年を祝うイベントも多く行われました。令和6年度の予算は、持続可能な飛騨市づくりの追求をテーマとして「元気・あんき・誇りの持てる飛騨市づくり」を3本の柱として、これまでの施策をさらに充実、深化させる予算が組まれてきました。令和6年度の事業は継続しながらも、令和7年度に向けて新年度予算編成の時期でもあります。国会審議が遅れつつある中、「入るを量りて出でるを制す」の方針が見えづらい状況ではありますが、新年度予算はどのような方向性を持ち編成が進められていくのでしょうか。折しも今、飛騨市の行政の方向性を定める総合政策指針が第1期の終期を迎えて、令和7年度から令和11年度までの第2期総合政策指針の策定期でもあります。この計画にどのようにリンクし進められていくのか。あわせて、子育て支援施策、ふるさと納税、アウトソーシングについても、新年度の方向性をお伺いしたいと思います。

1つ目に、総合政策指針との整合性についてお尋ねいたします。第1期の指針では、本市の将来像を「みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」とし、誰1人取り残さず、互いに支え合うまちづくりを推進してきました。しかしながら、この5年間で新型コロナウイルス感染症の影響や物価高、人材不足など、市内状況も大きく変化しました。そんな中での第2期総合政策指針は、どのような将来像を持ち進められていくのでしょうか。また、新年度予算とはどのように関わっていくのでしょうか。お尋ねいたします。

2点目は、子育て支援施策についてです。止まらない少子化対策として、子育て支援策が講じられています。この夏、子育て世帯の生活状況を調査し、子育て支援施策の基礎資料とするため、子育て世帯生活状況アンケートが行われました。市内全域の満1歳から満18歳までの子供がいる1,494世帯が対象でした。その中で「家計において負担の大きい経費は何ですか。」との問い合わせに、食費、光熱水費、住宅ローンに次いで、教育関連費が大きなウェートを占めています。また、「子育てに関する費用の中で特に負担となっていることや心配していることは。」との問い合わせには、将来の進学に向けた学資の準備、大学にかかる費用が上位を占めています。子供の学年が上がるに従ってその費用も多くなり、世帯負担も増えていきます。今回のアンケート結果をもとに、新年度予算ではどのような子育て支援を行っていくのでしょうか、お尋ねします。

3点目は、ふるさと納税についてです。飛騨市のように地方の小さな自治体にとって、ふるさと納税のように全国から支援していただける制度は大変ありがたいことです。令和5年は、およそ20億円のふるさと納税がありました。しかし、昨年10月の総務省からの通達により、返礼品、送料、手数料等を寄附額の5割以下にしなければならず、少額の寄附金はこれをクリアできず、

やむなく断る事態になり、令和6年のふるさと納税は半額程度の見込みです。これにより、ふるさと納税を財源とする事業に支障が出る懸念とともに、返礼品が少なくなることで市内経済にも影響を及ぼしかねません。少額のふるさと納税の扱いはどのようにになっているのかお尋ねいたします。

4つ目には、アウトソーシングについてです。人口減少に伴う働き手不足などの業種も頭の痛い問題です。市役所も同様で、増える業務量と市民サービスに呼応するための人材が不足し、業務をアウトソーシングしています。令和6年度も給与事務や住民窓口業務などをアウトソーシングしました。そのほかにも、放課後児童クラブ等包括的業務委託などを行いましたが、その対価に見合うだけの効果があったのかどうかの検証結果をお聞きします。また、その結果に基づいて、新年度はさらなるアウトソーシングが行われるのかどうかお聞きします。また、定員適正化計画とはどのようにリンクしていくのか、方向性についてもお尋ねしたいと思います。

以上、新年度予算策定に当たって、よろしくお願ひします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

新年度予算編成につきまして4点のご質問をいただきました。ふるさと納税の件を除く3点につきまして、私からご答弁申し上げます。

まず、1点目の総合政策指針との整合性という件でございます。次期の総合政策指針の方針なんですが、基本的には第1期の将来像、政策方針は引き継いだものとするという考え方でおります。現行の方向性を継続しつつ、社会情勢の変化等を踏まえて時点修正を行うというのが基本的な考え方であります。その中で持続可能なまちづくりの要素を色濃く反映していきたいと考えております。

この理由といたしましては、現行の総合政策指針を5年間やってきたわけでありますけど、この間、新型コロナウイルス感染症や物価高騰がございましたし、人材不足が非常に加速化をしてきたという想定外の社会情勢の変化、これに対する対応が求められてまいりました。その中で、市民の身近な暮らしの満足度を高めるということの重要性を再認識いたしまして、現行の指針の方向性は、それを踏まえて見たときに的確だというふうに判断をしたということが挙げられます。一方で、持続可能なまちづくりというふうに申し上げましたが、この点におきましては、人手不足が急激に進んでおりまして、さらに引き続き人口が減っていくという中で、それを前提として、少ない人数でも維持できる体制や仕組みをつくることが強く求められる。そのように強く認識したところでございます。

これを踏まえまして、特に人口減少、人手不足に対応できる仕組みづくりを「変革」という言葉で表現いたしまして、次期総合政策指針計画期間である5年間を重点期間と位置付け、既存事業の見直しも含めて取り組みを進めていきたいと考えております。これらの考え方をもとに、次期の総合政策指針では、現行の将来像に持続可能を意味する「いつまでも」という言葉を加えまして、「いつまでもみんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」というものを市の将来像として掲げたいと考えておるところでございます。

それから、新年度予算の策定方針でございますが、今ほど申し上げました考え方にも基づく初年度ということになりますので、変革を進める重点期間の初年度として予算テーマも「変革」というふうに設定をいたしております。サブタイトルとして「持続可能な飛騨市づくりの深化」として、全庁的に現在政策の検討を進めておるということでございまして、以上申し上げましたように、次期の総合政策指針と新年度予算はしっかりとリンクをしている。方針としては整合性を保って策定を進めておるというふうにご理解いただければと思っております。

次に、2点目の子育て支援施策の方針についてというお尋ねでございます。飛騨市の子育て施策は、他市と比較してもきめ細かで充実した政策になっていると自負をいたしておりますけれども、政策審議会等においてもより一層の充実を求める声があることも認識をいたしております。その中で、議員からもご紹介をいただきましたけども、アンケートを実施いたしました。子育ての中で、一体どの時期が一番負担を感じておられて、それは一体どのような費用なのかということを把握するために行ったものでございまして、18歳以下のお子さんを持つ全世帯、1,494世帯を対象に、今年8月に子育て世帯生活状況アンケートという形で実施をいたしました。回答数は776件、回答率は59.1%と大変高い回答率でございました。このアンケートの結果は既にホームページのほうで公開をいたしておりますけども、大きく3つの課題が見えてきたと認識をしております。

まず1点目でございますが、子供にかかる費用は、年齢が上がるとともに増加をしていきます、大学進学時に跳ね上がると感じておられる回答が多いということでございます。したがって、大学等の高額な学費や、仕送り費用などの負担をどう軽減していくかということが1つのテーマだということです。アンケートでは、子供が大学生になりますと月額で平均12万円を超える費用がかかるという結果も明らかになっておりまして、これは市単独で抜本的な対策を施すのは困難であります。大学進学に係る支援策として市で実施しております育英基金、いわゆる奨学金です。この貸付事業の拡大を現在検討いたしております。この奨学金の貸し付けは、世帯の年収や対象生徒の学業成績などの条件がありますけども、これを緩和いたしまして、意欲のある生徒が勉学の機会を奪われることがないように、貸付金制度を使いやすくして有効に役立てていただきたいというのが1つの方向性でございます。

それから、2点目の課題として浮かび上がってまいりましたのが、いわゆる低所得といわれる階層の世帯への支援をどうするかという問題でございます。今回のアンケートの特徴といたしまして世帯収入を聞いていますので、世帯収入の区分別にどういう問題意識があるかということが分析できております。これを子育て費用の経済的負担感という観点から分析をいたしますと、世帯収入が200万円未満の世帯では、非常に負担を感じるとした世帯が6割に及ぶということで、その次の区分の400万円以上と比べて突出した結果が出ておるということでございます。市の様々な支援策とか受益者負担は市民税非課税世帯への減免というのがベースになっておるわけでありますけども、改めて検証してみると、これは所得ですので収入とは違うわけですが、様々な控除等によって同じ世帯の収入でも所得が異なってくるわけです。そうすると、収入200万円未満のご家庭でも課税世帯がある。いろいろな減免施策等の恩恵が受けられない世帯が出てくるということでございまして、この所得層の中に支援の手が及んでいない方がいるということを今回課題として見いだしたわけでございます。このため、市全体の様々な支援策の対象を、均等割のみ

の世帯に拡充するという方向で現在検討を進めております。

それから、3点目ですが、スポーツ少年団や部活動、クラブ活動、習い事等の費用の負担を感じている方が多かったというのが課題でございまして、この負担を軽減できないかというのが1つのテーマになります。世帯ベースの負担感はご紹介いただきましたけども、一番大きいのが、家での食費、次が光熱水費、その次が住宅ローンで、その次に教育関連費というジャンルが出てくるわけです。この教育関連費の内訳を見てみると、負担感が大きいものは子供の年代によって異なっておりまして、小学生では、習い事、クラブ活動、学習塾の順番です。中学生では、学費、部活動、学習塾です。それから高校生になると、学費、学習塾、部活動という順番になっておりまして、おおむね習い事とか部活動とか塾とか、あるいはクラブ活動、部活動、この辺りの負担感が大きいことが見えているわけでございます。市ができることはこの際何かということになりますが、クラブ活動とか部活動に関する支援、ここが市ができることではないかと考えたわけです。現在、飛騨市では、スポーツ活動充実交付金として、スポーツ少年団、中学校の運動部活、地域クラブ活動実証団体の登録者に年間1人当たり7,000円の交付金を交付している、大変珍しい仕組みを導入しておるんですが、これを文化系の各団体にも拡充をいたしまして、支援を充実させるように検討しているというところでございます。

なお、手元の集計で、いつも給食費の話が出ますので触れておきますと、給食費に関しましては負担感を感じている世帯は少ないというのが結果でございます。先ほど言った順番で4つ目にしてくる教育関連費の中の内訳を見たときに、給食費の負担感を訴えたのは保育園ではゼロ%、小学生で11%、中学生で5%ということで、僅かでございました。ただ、所得区分別に見ますと、200万円以下の世帯では29%と、3割の方が負担感を感じているということが分かったわけですが、この所得層の方々の分析をしてみると、ほぼ全員が給食費の何らかの支援対象になっておりますので、手が及んでいるということです。では、それを超える所得区分の方ではどうかというと、ゼロ～6%という数字でございまして、改めてエビデンス、数字をしっかり見ながら政策立案をやるということが重要だということを感じた次第でございます。

それから、4点目のアウトソーシングについてお答えをいたしたいと思います。全国的に人口減少に伴う働き手の不足、人手不足というものが問題になっているわけでございまして、ご指摘のとおり飛騨市役所も例外ではないわけであります。加えて、市役所業務は日々複雑多様化していく行政需要の対応ですか、国の施策に連動した業務の増加ということで過剰になっているのが現状であります。そのような中で、安定した行政サービスを維持、継続していくためには行政にはない様々な知識やノウハウ、情報を持っている外部事業者にアウトソーシングをするというものが、効果的な手段の1つであると考えております。

それで、令和2年度から令和6年度までの5年間を期間といたします、「第四次行政改革大綱」の中で、取り組みの柱の1つとして「事務事業の見直しによる業務の効率化」というのを掲げておるわけですが、この中で外部委託の取り組みということを柱といたしまして、全庁的に検討、実践をしてきたわけであります。加えて、アウトソーシングをすることによって、市内の新たな企業の創出、成長を促す産業育成という効果もあるということで、その両方を狙いながら、このアウトソーシングということに取り組んできたわけであります。

その中で、これまでに公民館の管理業務、ふるさと納税の業務、選挙期間における期日前投票

業務、それから今年度からは放課後児童クラブ、学校管理業務、給与支払い事務の包括的なアウトソーシングを実施しております、放課後児童クラブ等につきましては3年間の委託料総額が約4億2,000万円、給与支払い事務については単年約1,080万円で委託契約を締結しておりますと、この委託料に見合う効果につきましては、今年度以降に検証が必要であると考えておりますけども、両事業とも既に数か月実施した中においては、市職員の日常の内部管理業務ですとか、現地対応業務、職員雇用管理業務について負担軽減が見られておりまして、効果が大きいと実感をいたしております。あわせて、放課後児童クラブにつきましては、利用される保護者の方の中からも利用料の支払い方法とか、保護者と指導員との連絡方法の拡充など、利便性の向上につながったという声も伺っておりますと、ございます。

今後の話なんですが、市役所の職員の確保というのは、恐らくますます困難を極めてくるだろうと予想されます。その中で限られた人材、予算の中で、業務の効率化と併せてアウトソーシングを検討していく必要があるというふうに考えておりまして、次年度からの第2期の総合政策指針の中で、第五次行政改革の方針というのを掲げる予定でおりますが、この中でも引き続き業務のアウトソーシングというのを柱に掲げて取り組んでおるところでございます。現在、様々な事業の委託について政策協議の中で検討いたしておりますが、来年度予算は歳入の総額が十分に見込めないという状況にございますので、これから予算編成の中で具体的に何が実現できるかは検討していきたいと考えておるところでございます。

次に、定員適正化計画とのリンクというお尋ねでございますが、これも令和7年から5年間の計画となります第4次定員適正化計画の策定を現在進めております。その中では、人口減少による人材不足に対応するとともに、余裕のある仕事ができる体制づくりを同時に進めていくことが必要であると考えております。このため、アウトソーシングやDXの推進、事業の見直しということを行っていくんですが、それによって、人口減少時代に対応したより少ない人数で仕事ができる体制を整えるということはもちろんなんんですけども、その一方で、だからこれをそのまま職員数の減というふうに直結させるというわけではなくて、出産、育児、病気等の際に気兼ねなく休んでいただくためには、あるいは、時間外勤務を少ない職場にしていくためには、一定の人員は確保しなければいけないということでございますので、そのための人員を確保するということを前提に、この適正化計画の策定を進めていきたいと考えておるところでございます。

私からは以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは3点目のふるさと納税についてご答弁いたします。

ご指摘のとおり、総務省による経費率の厳格化に伴い、今年の4月から1万円未満の返礼品の取り扱いを中止いたしました。当市は、経費率に係る基準改正前のふるさと納税の実績のうち、約6割が低額返礼品によるものであったことから、大きな打撃を受けております。今年度9月末での寄附金額は約2.9億円で、これを一昨年度同期比で比較いたしますと20.5%の減となってお

ります。寄附者を分析すると、いわゆるリピーターの離反率が約6割を占める深刻な状況となっていました。なお、昨年度は9月末に制度変更による駆け込み需要がありましたので、一昨年度比で数字を見ております。

こうした経緯を踏まえて、ふるさと納税中間支援事業者や返礼品取扱事業者との協議を重ねてきた結果、配送コスト等を抑制することができ、経費率5割以下を遵守しつつ、低価格、具体的には5,000円から1万円未満の返礼品提供を10月下旬から再開するに至っております。再開から1か月程度は経過いたしましたが、11月単月の寄附金額は約1.9億円と、昨年度同期比88.3%まで盛り返しております。返礼品の分野別においても、低価格返礼品を再開した麺類においては、昨年度同月比で77.3%。同じく乳製品においては、88.4%まで回復しているところです。11月末の年度累計の寄附金額では5.7億円となっており、全体では回復基調まで至っておりませんが、例年、駆け込み需要が見込まれる12月は単月で6～7億円の寄附が入っておりますので、最終的には12億円程度での着地を目指し、低価格の返礼品での訴求や、新たなポータルサイトでの提供開始等の取り組みを進めることとしております。

ふるさと納税は全国的に根強い批判があることから、国においても各種基準の遵守を厳しく求める傾向が年々強まっており、ルール違反があれば、ふるさと納税実施の許可を取り消すことも辞さない強い姿勢を示しております。こうした動きも踏まえ、確実にルールを守った上で、寄附の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○10番（住田清美）

新年度予算の策定時期、大変だと思いますし、今ほど第2期の総合政策指針のお話もいただきまして、第1期を引き継ぐような形で、それに持続可能ということを加えて「いつまでもみんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」をテーマに進められていくという、第1期をほとんど引き継ぐということなんですが、もちろん一つ一つの項目によって点検、検証作業はされたと思うんですが、第2期を策定するに当たりまして、第1期の総合政策指針の振り返りを行う中で大きな反省点とか、これは違ったのではないかと思うような点はあったのでしょうか。そして、それはまた、第2期の中で修正をかけて、繰り返し繰り返し継続していくものもあったのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

総合政策指針は、いわゆる総合計画に相当するといわれますが総合計画ではなくて、政策の物事の考え方と目指すところを示すという大きな役割があって、そこにぶら下がっている施策というのは例示として挙げる。したがって、毎年度の予算編成の中で具体的なものを考えるという考え方であります。したがって、その具体的な施策というのは毎年の予算編成の中でプラスアップをし、工夫をしたり、変えたりしておりますから、その点では、必要な点は既に修正をしてきております。ではなくて、大きな方向性とか目指す姿がどうかということについては、点検をいたしておりますけれども、ここについては特段何かを削ったりする必要はないと考えておりますが、新たに足すものはあるということでありまして、例えばダイバーシティと

か平和の取り組みなどをやっておりますけれど、こうしたところはそういったものの中に入りますし、それから、脱炭素、温暖化の対策辺りもより強く出てくることになります。こうしたところの変化はありますが、大筋において政策の目指すところ、方向性は大きく変える必要はない、点検の結果としても見ているということです。

○10番（住田清美）

多分これから総合政策指針、今案の段階ですけれど、これを皆さんに問い合わせ、市民の皆様にも問い合わせ、パブリックコメントなんかも取っていかれるんだと思いますが、おっしゃったように、変革とか深化という言葉が出てきましたので、新たに期待するところではありますが、また新年度予算に反映していっていただければと思います。

今度は2つ目の、子育て支援施策についての件でございますけれど、今、アンケートをもとに、いろいろな課題が見えてきたということをお話していただきました。前から、アンケートを取るときにもよく見えてきたんですが、お金が必要になるのは高校、学年と年齢が上がるに従って、特に高校を卒業して大学へ行くときということで、様々な奨学金を皆さん借りられると思うんですが、今、大学を卒業した後に奨学金を返還しながら低い給与の中で、非正規雇用が多い中で奨学金を返還していくのは大変なことだということもありましたので、今お話をいただいたように、育英基金を拡大してくださるということは、市民にとっては選択肢が広がっていいのかなと思っています。

低所得者へ向けての様々な支援とか、アンケート結果をしっかりと分析してくださってありがとうございますが、このアンケート結果がホームページに公開されていますので、それを見て1つ思ったのは、今、飛騨市の子育て施策、特に高校生に対しては入学お祝い金とか、医療費の無償化とか、高校生にもたくさん充当されていますけれど、今、成人年齢も引き下げられて18歳で大人とみなすということで、高校3年生なんかは多分半分以上は大人になっていくんだと思うんですけど、ここの高校を卒業する時期、例えば大学へ行くにしても、就職するにしても、何するにしても、新たな生活にチャレンジする年齢だと思いますので、例えば新生活応援給付金のような形で、ここの年代にスポットを当てて、飛騨市として次の世代の子たちにお祝いの意味、エールを送る意味を込めて、何かここに光を当てていただけないかと思うんですが、そのようなことは、アンケート結果の中からは出てきませんでしたか。

○議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

一番おっしゃるところが、高校を卒業した後です。大学、専門学校、短期大学、いろいろなところへ行かれるし、就職される方も結構あります。いずれにしても、特に学校へ進まれる方の負担感が大きいというところが最大の課題であることは認識していましたけども、改めて今回浮き彫りになったと思っているんですが、他方で、ここの支援というのは非常に難しくて、おっしゃるような給付金を、高校卒業から社会人になる、あるいは大学に行くというところにも給付するというのは1つの案ではあるんですけども、どういう理屈で、どういう方を対象に、どういう目的でやるかが、まだこの時点では絞り切れておりません。なので、とりあえず今は先ほど申し上げましたように、高校生までのところ、あるいは進学するところの奨学金というところで議論を

進めておりますが、おっしゃるところが大きな課題であることは十分認識しておりますので、財政的な負担感も出てきますので、財源をどうするかということも含めて、ここについては次の段階で検討していきたいというふうに思っています。問題意識としては十分持っているんですが、簡単にここという答えがなかなか出せずおりまして、とりあえず来年度予算に向けての検討の中では見送っておるということですが、いずれしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○10番（住田清美）

子供たちが巣立つときに、飛騨市から応援していただいたという気持ちを忘れずにいれば、また飛騨市へ帰ってくる率も高くなるのではないかとも思いますし、財源の1つとしてふるさと納税を活用するということも1つの案かと思います。

次は、ふるさと納税の話に移らせていただきます。一時期、少額の寄附金を総務省の通達でやめていらっしゃったということがあったんですが、今は復活したということなんですが、やめた期間の中で、事業者のほうから、例えば5,000円とか1万円くらいの低額の寄附金の対象となるのは麺類とか、お菓子とか、乳製品とかそのようなものがなると想像されるんですけど、業者のほうから、うちの返礼品が行かないということでお困りの声は聞こえませんでしたでしょうか。

○議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

そういう価格帯で勝負されている事業者は確かにいらっしゃいますので、そういう方々からは復活を望む声というものをもちろんいただいておりました。しかしながら、総務省のルールを遵守するというところで、そのときは諦めざるを得なかつたことでございますけれども、その後、先ほど申し上げたようにいろいろ工夫をいたしまして、何とか復活できないかといったようなことを考えまして、秋にも勉強会を開催させていただきました。そのときに、勉強が終わった後で低単価のことについて個別に打ち合わせをさせていただきましたけれども、非常に多くの事業者からまた参加をしたいという声をいただきましたので、非常に待ち望まれていたんだということは認識しております。

○10番（住田清美）

総務省の通達どおりに、寄附額の5割程度の中に収まったということは、どこかに少し負担感が行ってしまったのかなと、何となく想像するところではありますけれど、今、飛騨市のふるさと納税がマスコミにも取り上げられまして、そのような食品の返礼品のほかにも「おっちゃんレンタル」、昨日は森のおっちゃんでしたけど、その前は町案内のおっちゃんとか、川のおっちゃんとか、今いろいろとふるさと納税の仕方についても、飛騨市は注目を浴びてチャンスかなと思いますので、ぜひこの12月に駆け込みを狙ってしていただきたいと思います。ふるさと納税を原資とした事業はたくさんあります。特に子育ての中でも、学校給食のお楽しみ「ふるさと給食」は本当に子供たちが楽しみにしていますので、ふるさと納税の寄附額が少なくなれば削られしていく事業が出てくるのかなと心配しておりますので、子供たちの夢のために使われている事業にはぜひ継続を切にお願いしたいと思っています。

そして最後に、アウトソーシングにつきましては、今お話をありましたけれど行政改革との絡

み、定員適正化計画との絡みもありますので、今後いろいろと精査されていくものだと思っていますし、市役所も御多分に漏れず、今、人手不足は顕著です。その中で、アウトソーシングすることによって、放課後児童クラブのように親御さんからいい評価が出ている部分もありましたし、職員が働き方をする中でも余裕を持ってできるようなところもありますが、行政として、ここだけはアウトソーシングできないという部分は確かにあると思うんですが、そういった行政の最大の使命感というようなところにはどのような重きを置いていらっしゃって、この部分だけは絶対に出資しなければならないといった部分がありましたら教えていただけますでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

一番大事なところは政策立案ですから、何をやるかを決めるという部分、きちんと話を聞いたり調べたり、市民の皆さんのお情を聞いて、何をやるかを決めていくという部分はアウトソーシングすることが絶対にできない部分ですので、そうしたところはしっかりとやっていきたいというふうに思っていますし、法律の定めの中で、職員しかできない部分があります。例えば、税務課の職員は徴税吏員なりますけれども、この部分を委託することは難しい。そういったところは市としてやっていかなければいけないんですが、それ以外の部分だと、政策立案の部分だろうなと思います。それと、市民と接する部分、例えば弱い立場の方々の支援の部分で全部を委託するということは当然あり得ないわけですけれども、市の力だけで全部やろうとするのではなくて、専門家の力を借りるといった、包括的に外部委託をするのではありませんが、一緒になって官民連携してやっていくということは、むしろ市の行政としてはいいことになってくるので、こういったところは今までやってきましたけども、積極的に進めていきたいということでございます。それいろいろな分野がありますので、特性に応じてということにはなりますけども、今申し上げたのが基本的な考え方かと思います。

○10番（住田清美）

そこのところをしっかりと聞かせていただきましたので、アウトソーシングしながら、職員のためにもなるような働き方を行政で進めていただければと思っています。第2期総合政策指針の、「いつまでもみんなが楽しく豊かに暮らせるまち」飛騨市を目指していただきながら、市民のための新年度予算が組まれることを切に願っておりまして、次の質問に入らせていただきます。

次は、検診事業についてお尋ねしたいと思います。市民が将来にわたって健康で生き生きと暮らしていくためには、健康で暮らせる期間、いわゆる健康寿命を延ばすことが大切であるため、病気の早期発見、早期治療を目的に各種の検診事業が行われています。特に生活習慣病対策として、基本健診や各種がん検診などが行われています。実施に当たっては、健康増進法が基本であると認識しております。令和3年度の統計によりますと、飛騨市の死亡原因の1番は、がん。2番目は老衰。3番目が心疾患。4番目が脳血管疾患となっています。死亡原因のトップであるがんにつきましては、特に男性は大腸がんが県国と比べて年齢調整死亡率が高く、女性は乳がんの年齢調整死亡率が高く、若い女性は子宮頸がんが全国と比べ高くなっています。早期発見のためのがん検診ですが、昨年度の実績では、胃がん検診、これは40歳から69歳が対象ですが、受診率が14.3%。大腸がん検診、これも40歳から69歳が対象で、受診率が13.8%、子宮頸がん検診、こ

これは20歳から69歳が対象ですが、受診率が35.4%、乳がん検診、40歳から69歳が対象ですが、受診率が35.4%と、あまり高くない数値です。また、市民の健康のバロメーターとなる特定健診です。この特定健診は、保険者ごとに40歳から74歳を対象に行われますので、飛騨市国民健康保険加入者のデータしかありません。これで果たして市民の健康を網羅しているといえるのでしょうか。そこで、市民の健康管理に直結する健診事業について3点お尋ねいたします。

1点目は、検診の啓発活動についてです。生活習慣病対策のための健診について、その重要性を市民にはどのように周知されているのでしょうか。受診率を上げることが1つのバロメーターになるのではないでしょうか。健康への関心を持っていただき、受診率を上げるためにどのように啓発されているのでしょうか。

2つ目に、がん検診の対象拡大についてです。がん検診の対象者等については、エビデンスに基づいての決め方だと思いますが、若い方でも罹患の可能性はあります。対象年齢を一律20歳以上とし、若年層からの早期発見に努めてはいかがでしょうか。また、婦人科系の子宮頸がん、乳がん検診は2年に1回となっていますが、毎年検診にはできないのでしょうか。検診の門戸を広げ、心配な方の不安を払拭し、さらなる早期発見に寄与してはいかがでしょうか。

3点目は、特定健診の今後についてです。飛騨市国民健康保険の加入者は年々減少しています。特定健診も、令和5年度は対象者3,209名に対し、受診者は2,097名で、65.3%程度の受診率ですし、2,097名の結果をもってして、市民の健康状態の把握とはいえないのではないのでしょうか。市民の健康状態を把握するためにも、他の被保険者のデータを提供いただき、市民の健康状態を知るバロメーターにすることはできないのでしょうか。

以上、市民の健康管理、特に検診事業についてお尋ねいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

検診事業についてのお尋ねですが、1つ目の検診の啓発活動についてお答えします。生活習慣病対策のための健診については、高齢者の医療の確保に関する法律により、40歳～74歳の特定健診、75歳以上の後期高齢者の健診が保険者の義務として実施することが平成19年に制定されました。その他の年齢については、乳幼児期については母子保健法、学童から高校生については学校安全衛生法、働いている方については労働安全衛生法を、いずれにも属さない方については、健康増進法で健診を受診する機会を持つことが保障されています。飛騨市においては、乳幼児期の健診や学校での健診、飛騨市国民健康保険による特定健診を実施しています。特に市民保健課で関わる乳幼児の健診と特定健診については、個別の通知を実施しており、受診する日時や会場と、尿検査の容器、問診票を全員に郵送し、皆さんに健診を受けられるように周知や啓発を行っています。また、他の健診の日程については、同報無線やSNS等を活用して、周知にも努めています。

次に、2つ目のがん検診の対象拡充についてお答えします。飛騨市のがん検診は国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に準じて実施しています。国の指針によると、それぞれの対象年齢は肺がん及び大腸がん検診が40歳以上、胃がん検診は、内視鏡検査が50歳以

上で隔年での実施、バリウム検査が40歳以上で、同じく隔年での実施です。続いて乳がん検診は、40歳以上での隔年の実施、子宮がん検診は、20歳以上で隔年での実施としており、当市では全て国の指針に準拠しております。

がん検診については、検査にエックス線を使用することが多いため、若いうちから検査を多く受けることによってエックス線の被曝量が増加することがあり、身体への影響を鑑み、がん検診の年齢や実施間隔が国の指針で決められており、市においても、この趣旨に従って検診に取り組んでいるところです。議員ご質問の婦人科の検診についても同様であり、乳がん検診はエックス線を使用するマンモグラフィーを用いるため、がんにかかりやすいといわれる40歳～50歳は、2方向での撮影で隔年の実施とされています。また、市ではがん検診の実施に当たって、受診しようとされる方を後押しするため、個別での受診勧奨や受診時の個人負担金の支援を実施しています。これら国の指針をはじめ、個人への身体的及び経済的負担や、市からの検診委託業務を受けていただけ医療機関との調整、そして、市としての人的及び財政的資源を総合的に勘案して、現在の実施内容としており、今後も体に優しくかつ確実ながん検診を実施していきたいと考えています。

次に、3つ目の特定健診の今後についてお答えします。令和5年度の飛騨市国民健康保険特定健診の受診率は65.3%で、県下では最も高い受診率となっています。県内の他市町村の平均受診率は、令和4年度実績ですが、約40%ですから飛騨市はかなり高い受診率といえます。令和4年度については、全国の市における受診率で1位を獲得しています。市民の健康状況に関しては、他の市町村と比較するために特定健診の結果を用いることが多くなりますが、ほかにも中3健診の結果や、すこやか健診の結果なども指標としています。現在は国民健康保険以外の保険者からデータ入手することはできませんが、今後、国によってデータベースが整備されれば、ぜひ活用したいと考えております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○10番（住田清美）

特定健診、今年も国民健康保険の加入者を対象に行われていて、昨日が最終目的なところで、私も指定の日に行けなかったものですから、昨日行ってきて、たくさん的人が来ていらっしゃっていて、健康に対する皆さんの関心は高いということで県下でもトップクラスの受診率を誇っているというのはよく分かりますが、その中でも、がん検診がなぜ毎年行われないのか不思議に思っていまして今回質問させていただいたんですが、おっしゃるように国の指針ではありますし、特に、若い方はエックス線の被曝量を心配してということもあると思うんですけども、それ以上に、若い方が罹患された場合には、特にがんの場合は進行が早いと言われていますので、早期発見のためには、門戸を広げるためですから、心配な方は2年に1回でもいいと思うんですが、毎年受けたいという気持ちの方もいらっしゃることは確かなんです。それで、この毎年検診、人的及び財政的資源ということも理由の中には言われましたけど、これをクリアして何とかこの毎年受ける門戸だけは広げてもらえないかなと、再度お尋ねしますがいかがでしょうか。

○議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

財政的なこと也有って毎年はやっていないんですけども、今のところ、心配な方はご自分で受けられるというところでございまして、医療機関との調整も必要ですし、財政的な問題もあります。ただ、恐ろしい病気ですので、今後検討はさせていただきたいと思います。

○10番（住田清美）

ぜひ検討課題の中に入れていただきまして、いろいろな懸案事項もあるとは思うんですけど、ぜひ門戸だけは広げていただければと思っています。毎年検診でがんが見つかって、早期の治療につながったというケース、私、がんサバイバーの立場から言わせていただきますので、また参考意見にしていただければと思っております。

そして、特にがん検診は40歳以上の方が対象ですが、若い方々があまり行っていらっしゃらないと思いますので、いろいろな啓発活動をされていると思うんですけど、40歳というと、保護者となり得る年代の方たちが多いと思いますので、例えば学校のPTA総会とか、体育祭とか、合唱祭とかのときにでもパンフレットを配って啓発をしていただくなり、若いときから検診事業の重大さを皆さんに知っていただきたいと思いますので、ぜひ優秀なスタッフがそろっていらっしゃると思いますので、市民の皆さんの健康管理については、なお一層充実していただければということを希望いたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

〔10番 住田清美 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で10番、住田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩とします。再開を午後2時10分といたします。

（休憩 午後2時2分 再開 午後2時10分）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

12番、野村議員。なお、資料の使用願が出ておりますので、これを許可します。

〔12番 野村勝憲 登壇〕

○12番（野村勝憲）

それでは、通告に従い質問します。

9月議会を終え、10月、11月にまちづくり、指定管理、観光、大学経営、企業誘致、子育てをテーマに、人口約1万1,000人の町から約273万人の大都市まで15自治体と、私立大学3校及び2企業を視察訪問。特に11月、1泊2日で岡山県の勝央町、津山市、ここは市役所と私立大学。それから、美咲町、岡山市、大阪市、ここは市役所と企業を視察し、得た知見と実例を参考に、大

きく3点質問します。

まず1つ目、指定管理施設の在り方について。平成24年から3年間で、指定管理各施設の事業計画や統合支援などでコンサル会社に、これは有限責任監査法人トーマツですが、9,000万円の大金を投じ、経営指導を仰いだが、その成果は出ず、残念ながら平成時代黒字経営だったホテル季古里は、令和元年から昨年度まで毎年500万円～2,000万円に近い赤字が続き、市直営の割石温泉は昨年度2,230万円の赤字。5月、私は東京で日本自治創造学会に出席し、卵かけご飯とブドウで有名な岡山県の美咲町、青野町長の講演「賢く収縮するまちづくり」を聞き大変感銘を受け、11月14日、青野町長と4人の課長から美咲町の消滅可能性から脱却された大きな要因などを聞き、飛騨市にとって大変参考になる話を聞きました。美咲町は平成17年に中央町、旭町、棚原町が合併し、そのときは人口約1万6,500人だったのが、現在は1万3,000人を割り込み、人口減少率は岡山県ワースト。飛騨市と同じような急激な人口減少に対して、新聞記者出身で県議も務められた青野町長は、地域経営者として、町の在り方に合わせて集約、縮小していく、箱物推奨から決別すると。人口減少を正面から受け止め、町をつくり変える「賢く収縮するまちづくり」に取り組まれて6年、人口が減っても町の面積は変わらず、公共施設の町民1人当たりの床面積は全国平均の2倍以上あり、当選後、まず取り組まれたのが、多くの箱物施設の解体と売却からの行財政改革をスタートされました。そこで問います。

1つ目、温浴5施設の現状について。今年1月から11月までの指定管理施設、「ぬく森の湯すぱ～ふる」、「ゆうわ～くはうす」、「おんり～湯」、「Mプラザ」と直営施設「割石温泉」の利用客数と売上金額は幾らですか。

2点目、温浴5施設の今後の在り方について。美咲町は平成16年11月、中央地域の公園に温泉を利用し、町民の交流と健康増進を目的に、香花温泉「ほほえみの湯」を設置し、株式会社美咲物産を指定管理者として業務委託されました。町内外から年間約2万人の利用客があったようですが、平成29年度から令和元年の3年間で修繕費含め年間1,500万円から2,000万円の赤字が続き、町内で1か所しかない温浴施設を令和2年3月31日で廃止。今後、老朽化に伴う大きな修理も必要となり、青野町長は温泉の廃止を決断されました。反対署名運動が起こったり、リコールの声まで出たようですが、住民説明会の開催や広報の告知などで、約1か月半足らずで住民周知と廃止条例上程まで持っていかれたようです。9月議会で私の質問に対し、都竹市長は、市が指定管理する温浴4施設と直営1施設の経営状況が市の財政を圧迫し、駅東に民間の温浴施設計画もあり、休廃止や民間譲渡も考えねばと答弁。また、「たんぽの湯」は、10月から利用客の声に応えられ、燃料高騰などで現在も赤字経営が続いているようですけれども、土曜日のみの営業から週5日営業、火曜日から土曜日に変えられました。紹介している美咲町は人口約1万3,000人で、民間含め温浴施設はたった1つしかないので、市長就任1期目で廃止を決断し、赤字分の約2,000万円を町民のために有効活用され、好評です。一方、飛騨市は現在人口2万1,727人と急速な人口減少の中、市営温浴5施設全て赤字経営が続き、年間約1億3,000万円の税金が投入され、修繕費などを含めれば、今後年間1億5,000万円以上の赤字が続くでしょう。市の財政に大きく影響します。急がれるのは、トップの決断と議会答弁での休廃止や民間譲渡も考えねばの具体的な行動、そして、タイムスケジュールを含め、具体案を市民に示してください。

3点目、ホテル季古里の指定管理について。11月15日、全員協議会で説明はなかったんですが、

ホテル季古里の新しい指定管理者に株式会社山野薬彩が内定と新聞報道で初めて知りました。11月6日、市職員でつくる選定委員会で選んだとの記事ですが、経過など具体的に説明してください。1つ目、ホテル季古里は平成27年11月から株式会社飛騨ゆいが指定管理者で、平成30年まで黒字経営でしたが、令和になり、今年度までの6年間は年間500万円から2,000万円の赤字経営が続き、新型コロナウイルス感染症終息の昨年度は1,580万円の赤字。今年度の赤字額の見通しと、その赤字となった最大の要因は何なのでしょうか。2つ目、選定委員会に提出されていると思いますが、市内の老舗旅館が設立する民間企業、株式会社山野薬彩の資本金、事業内容、スタッフ編成と社員数はどのくらいなのですか。3つ目は、来年度から5年間の指定管理者を公募したのに、なぜ3年で、現在ホテル季古里で働いている株式会社飛騨ゆいの従業員は今後どうなるのでしょうか。

最後に4点目ですけども、夜も営業の味処古川に変えるため民間に売却を。高山市の古い町並みは、県内外の事業所進出で活気が増し、今年の地価上昇率は全国6位の27.1%伸びています。一方、古川町の金森町はお店の閉店が続き、地価の下落率は商店街に限ってですけれど相変わらず県内ワースト。瀬戸川沿いに一棟貸切の宿、ゲストハウスが最近3棟オープンしました。味処古川から徒歩で5~6分にゲストハウスが合わせて8棟完成しています。ゲストハウスの泊まり客は全て外食か持ち込みです。周辺に食事どころは少なく、事業者も困っておられ、今後、リピーターも含め、集客のために夜の食事どころが大きな課題です。私は6年前の12月議会で、「味処古川を商品力のあるうちに民間に売却し、夜も毎日営業し、施設の目的である観光客に飲食やお土産物を提供し、喜んでいただけるものにすべき。」と提案しています。市はそのとき、「売却も含め、有効な活用方法を検討する。」との前向きな答弁でしたが、その後、具体的な動きはなく、前向きな答弁でしたが、現在も指定管理者で運営しています。現在の指定管理者は相変わらず、観光客に関係のないフランチャイズ弁当事業や夜は予約のみで、今年の7月28日には午後5時から、10月の衆議院議員選挙運動期間中の行為が大きな話題となった候補者を交え約20名が出席され、自民党支部役員会を開催するなど本来の目的とは異なる会合が度々で、その結果、市民の大切な施設に汚点を残しました。ここで再度提案します。民間に味処古川を売却し、夜も観光客や地元民が交流する場に変え、さらなる観光振興につなげたらいかがでしょうか。

以上です。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

指定管理施設につきましてのお尋ねをいただきました。私からは2点目のお風呂の件と、味処古川の件の2点、お答えを申し上げたいと思います。

まず、市営温浴施設の今後の在り方という件でございます。9月議会でも議員からご質問いただきました、その際に、「民間競合によって収益性が低下した場合でありますとか、機器修繕や更新に多額の投資が必要となった際には、施設の休止や廃止、民間譲渡を検討しなければいけない。」と、このようにお答えをさせていただいたところでございます。このスケジュールをというお尋ねなんですが、温浴施設ごとに様々な事情もありますし、個別に詳細な検討が必要ですの

で、この場で明確にお示しするということはなかなか難しいということでございます。ただ、大まかな方向性としては、特に維持費用が高額な温浴施設を含む観光系の20施設、これにつきましては優先的に整理の検討を進めたいと考えておりますし、特にその中でも民間、あるいは高山市も含めた近隣に同種の施設があるような施設、あるいは同種の施設が新たに設置されるような場合には、優先的に廃止をするという方針にしたいと考えておりますし、多額の修繕費用が発生した場合の基準を設けまして、このくらい以上の修繕費が発生した場合にはその時点で休廃止というような方針を立ててまいりたいというふうに考えております。

議員から特に温浴施設のお話をいただいたんですが、お触れになりましたように、お風呂というのは常連の利用者とかファンの方が非常に多いものですから、反対が予想されるわけでございます。恐らく、おっしゃった美咲町の例のように、署名とか、リコールまでいくかどうか分かりませんが、そうしたことは当然起り得るというふうに思いますので、これは力技になるというふうに考えております。議員におかれましては、ぜひ温浴休廃止の旗振り役として、ご支援賜りたいということでございます。

それから4番目にご質問いただきました、味処古川の民間への売却という点についてお答えを申し上げます。ご提案のように、味処古川が夜間営業することで、市内食事場所の不足に対処するということは、市としても有益なことであるというふうには考えております。ただ、現在の指定管理期間の募集に当たりまして、夜間営業を要件としていないという現実があることと、指定管理料がゼロ円でございますので、それに伴う負担は背負っていただきなければいけないということになるものですから、この時点から、新たに市から夜間営業を依頼するということは難しかろうと考えております。

次に、売却についてのお尋ねがございました。この件については先ほど触れていただきましたように、これまでもそうできればいいと思っておりまして、選択肢として検討してきたところです。ただ、事情がございまして、味処古川は敷地が借地になっております。土地所有者がお二方いらっしゃいまして、企業と個人なんですが、もともと施設を造った際に買収の交渉を行いましたが、いずれの土地所有者も土地を引き続き保有することについて強い意向を示されたという事情がございまして、古川町当時ですが、やむを得ず借地にしたという経緯がございます。以降も3年ごとに契約更新がございますので、その際に、売ってもらえないかという意向を確認してまいりました。直近では、一昨年、令和4年3月の交渉時にも同じように買収について打診をしたところですが、両者ともに合意はされず、現在も取得できる見込みは立っていないというのが現状でございます。

そうすると、建物だけを売却するということも選択肢としてありますし、法的にはこれは可能なんですが、土地を借地した際に、当時の古川町を信用して賃借契約をしていただいたという事情がございまして、市が建物を売却いたしますとその信義則に反するという課題がございます。当然ながら、土地所有者の同意が得られる状況には今もないということですから、建物だけの売却も困難となっているというのが現在の状況でございます。

そうしますと、もう1つ選択肢としてあるのが、売却以外の手法としては指定管理施設ではなくて普通財産にして賃貸をするという方法がございまして、これについては検討を行っております。現在の建物を市の基準で算定をいたしますと、月額の賃料が14万円余ということになります

ので、これを負担していただけるかどうかということになります。町内の飲食店経営が厳しい中で、建物が大きいものですから、14万円という月額の賃料を払っていただくところがあるかどうかという問題はございますけれども、これについては1つの選択肢であるということは間違いないということでございます。

そのほかにも、例えば飲食ではなくて、事務所とかゲストハウスのような用途を認めるということも可能性としてはあるんですが、そうなると多分借り手は出てくると思います。ただ、その際に、家主としてその改修投資を行うべきかどうかが課題になるということに加えまして、そもそも古川町内の飲食店が絶対的な不足状況にありますので、飲食店ではなくするということが適当なかどうかということもございまして、そうしたことをいろいろ議論しつつ、次の契約更新に当たって考えたいということでございます。今の指定管理期間は令和8年度で終了ということでございまして、まだ2か年あるわけですが、令和8年度にはもう次の募集に入らないといけないということになりますから、令和9年度以降の味処古川の管理形態につきましては、来年度いっぱいかけて検討して結論を出したいというふうに考えておるところでございます。

私からは以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔建築企画監 砂田健太郎 登壇〕

□建築企画監（砂田健太郎）

私からは、1点目と3点目についてお答えします。

まず、1点目の市営温浴5施設の現状についてお答えします。議員からは、11月までの利用客数と売上金額を求められましたが、通告時点で10月分までしか把握ができておりませんので、10月分までとして報告させていただきます。今年1月から10月の利用客数と売上金額について、施設ごとに、次のとおりです。ぬく森の湯すばーふるが利用者数3万5,529人、売上金額は1,502万円。ゆうわくはうすが利用者数2万9,018人、売上金額は1,570万円。おんり～湯が利用者数1万5,132人、売上金額は1,766万円。Mプラザが利用者数4万8,006人、売上金額は3,802万円。割石温泉が利用者数4万1,688人、売上金額は1,049万円となっております。

3点目の、ホテル季古里の指定管理についてお答えします。まず、指定管理者の指定手続きに関する現在の状況についてご説明いたします。ホテル季古里の指定管理者の募集については、9月7日から9月20日まで事前告知を行い、9月21日から10月21日までを募集期間としておりました。10月3日には現地説明会を実施し、5者の申し込みと参加がありました。結果として、募集期間中に指定申請書の提出がありましたのは1者でした。なお、名称につきまして、振り仮名がございませんので分からなかったと思いますが、「さんややくさい」と申されるそうです。所管課において、申請者からのヒアリングを10月29日に実施し、記載内容と提案内容の確認を行いました。11月6日に、主に市の部長級で構成します選定委員会を開催し、この時点で新たに会社を設立されるとの計画でしたので、会社設立の確認の条件付で、申請者を指定管理者候補者に選定されました。現在はまだ条件を満たしておらず、申請者は正式に候補者に選定されていない状態です。このことは市のホームページで公表をしております。

現在、申請者が司法書士へ依頼され、株式会社設立手続中であることは確認しております。登記完了の時期に関しては、司法書士や法務局が行う手続きであることから、市が確定的なことは申し上げられませんので、会社設立登記を確認しましたら、速やかに指定管理者指定の議決に関する議会手続きをお願いする予定ですので、よろしくお願ひいたします。

次に、ホテル季古里の今年度の決算見込みについてですが、現状、10月末時点での収支状況については165万円の赤字で、期末時点での決算見込みとしては、今後はホテル季古里としては閑散期に当たることから赤字が拡大する見込みで、期末では1,087万円の赤字となる見込みです。これは前期と比較すると、約500万円の改善となります。期末決算見込みが赤字となる要因については、株式会社飛騨ゆいとしては、近年の最低賃金の上昇による人件費増加、高山市における新規ホテル開業の影響や、インバウンド客を思うように伸ばせなかったこと、人手不足のため宿泊予約を制限していること、料理料金を改定して引き下げたことなどが影響しているものと伺っております。

次に、申請者の申請内容に関してですが、資本金につきましては300万円と記載されています。事業内容については、ホテル、旅館及び観光施設の経営並びに料理飲食店、売店、娯楽場の経営と、それに付帯する一切の事業となっております。スタッフ編成と社員数については、総勢16名のうち正社員6名との記載がございます。

次に、指定管理期間が3年間である理由についてご説明します。議員のご質問では、5年間の公募をしたのになぜ3年なのかとのご指摘ですが、今回の公募の時点から期間3年で公募しておりますので、途中で変更したものではございません。通常の指定管理施設の期間更新による公募の場合は5年間とすることを標準としておりますが、ホテル季古里については、9月議会の答弁でも申し上げましたように、民間譲渡も今後の選択肢として考えておりすること、また、直近の決算状況が非常に大きな赤字であることから、申請者の参入への心理的ハードルを下げるという点からも、期間を5年間ではなく3年間としました。3年後の次回更新時までに、指定管理を継続するか、譲渡するかについて検証し、判断したいと考えております。

次に、ホテル季古里従業員の方の雇用についてですが、申請者ヒアリングにおいて、基本的には現従業員に移籍してもらいたいとの意向を示しておられまして、11月中に申請者が現従業員の方と、移籍の意向の有無に関して個別に面談を実施されたと聞いております。おおむね多数の方が移籍について検討するとの回答だったようです。実際に移籍されるかは、従業員の方が詳細な条件等をお聞きになった上で、各自で判断されるものと承知しております。

〔建築企画監 砂田健太郎 着席〕

○12番（野村勝憲）

まず、5施設の件ですけれども、美咲町の青野町長から裏話も聞きました。確かに全員協議会で説明したときは、各議員からは「廃止はいいことだね。」という話だったんですけども、持ち帰って話がオープンになったら、その地域の方々から、廃止されたら困るという声がどんどん出たようです。しかし、そうはいっても、年間最大で2,000万円の赤字計上ということで、苦渋の選択として決断されたということでした。私、資料をいただきまして、飛騨市と比較して、こちらは人口のことも含めて、上昇ならいいですけども、実は向こうも、令和元年までの3年間は1,000人から2,000人と伸びていたんです。伸びた要因は町内じゃなくて、町外の方。例えば、近

くですと津山市がありますが、私は電車で行きました。15分以内で行けるんです。そういう距離にもあって、そういったところが出てきていますので、「タイミング・イズ・マネー」という言葉もあります。昔は「時は金なり」といいましたけども、タイミングが必要だと思いますので、ぜひ、今年度かこの1年で決断していただきたいと思いますが、いかがですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

明快にそう申し上げたいのですが、おっしゃるように今まで地域に行ったときに、いつまでもは続けられないので廃止ということは選択肢にあるとか、あるいは先日もある会合で、私、正直いうと今すぐにでもやめたいというようなことも言ったことがあるのですが、ただ、今、議員からもお話があったように、いざ各論に入るといろいろなご意見もありますし、そういうふうに申し上げたときに、後から私のところに、とんでもない、やめてもらっては困ると言ってこられた方もいます。そういったところのバランスを取りながらいかないといけないので、先ほど申し上げたように、時期を1年以内とか言いたいんですが、そういうわけにもいきませんけども、このまま続けられないことは明白ですから、しっかりと検討してまいりたいと思っています。

○12番（野村勝憲）

十分検討していただきてですね、いい方向を出してください。

それと味処古川についてなんですけども、私は6年前も度々質問させてもらっていました。そのとき確かに、2名の地主から借りていると。当時、私の記憶では年間158万円という金額が提示されたんですけども、現在は下がっていても、年間で150万円前後ではないかなと思います。それで、先ほど市長のほうから家賃をというような話が出ました。私は大いに賛成なんです。普通財産として貸し付けて賃料をもらうと。それはなぜかというと、そこに泊まる人だけではなくて地域の皆さんも一杯やりたいなというところで、味処古川は二階もありますが20人で飲むということは少なくなっていますので、そういったところで、先ほど月額14万円とおっしゃいましたが、家賃と賃料とそんなに変わらなくなりますから、そういう相殺ができますので、ぜひ早め早めに方向性を出していただきたいのですが、お願ひします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げましたように、今、指定管理の現行の期間が続いておりますので、令和8年度末終了ということですから、繰り返しになりますが、令和8年度中には次の募集にかかるないといけないので、令和7年度いっぱいかけて、つまり再来年度の頭には何かしらの方向性を決められるように検討していきたいと思います。先ほど幾つか申し上げましたが、今議員もおっしゃったようなことも含めて、選択肢をいろいろとつくっていかなければいけないと思いますし、来年の時点で、町の飲食業界の動向がどうなっているかということも大事な要素ではありますので、いろいろ考え合わせながら検討してまいりたいと思います。

○12番（野村勝憲）

それでは、2点目の地域資源を活用した観光振興について。

歴史や文化など市の地域資源を活用した歴史探訪の旅を議会でも提案しておりますが、今回、再提案のために津山市の観光文化部次長兼観光振興課長と面談し、津山市内を歩いて津山城と鶴山公園が歴史を物語り、昔日の面影を残した歴史文化と人情味ある観光地を体験してまいりました。そこで、3点問います。

1点目、市の地域資源を活用した新たな観光振興策について。

2点目、観光客の滞在時間延長の三寺巡りについて。円光寺の宝物殿にある「蛇骨」が、12月2日の午後7時からTBSテレビ、こちらはCBCテレビですけども、タイトルが「解体！ミステリープラネット」の番組でDNA鑑定の様子が全国放送されました。皆さんの中でもご覧なった方がいらっしゃると思います。本光寺には、奈良時代の上町の廃寺の塔心礎など、歴史的価値のあるシーンが多数あります。本光寺、あるいは真宗寺にも円光寺と同じような宝物などがあると思います。したがって、3つのお寺に交渉して、宝物と本堂の境内、あそこはなかなか入れないんですよ。案内人会で、大野市へ視察に参りました。そのとき、大野市はお寺の町と言われてゐるくらいすごくお寺があるんです。しかし残念ながら檀家が少なくなっていて、例えば寺町ですと20数件あったのが3件、4件で、もう廃寺に近い状態になっているというようなところもありましたので、これからも、人口減少で飛騨市内の檀家も少なくなってきます。あれだけの匠の建物はほかではなかなか見られないと思いますが、そういう意味で、そういうものを維持管理するために、何とか3つの寺に交渉して、境内を土曜日、日曜日、祝日に開放していただき、見ているとおさい錢は観光客の人はなかなか入れられないで、有料で少しお金をいただいて、そういう方面に充てたらどうでしょうか。それで、運営は観光協会及び案内人会が担当して、運営管理費はふるさと納税を活用したらいかがでしょうか。

それと3つ目、予算特別委員会かでも少し話したと思いますけど、上町遺跡は皆さん御存じのように、大変な奈良時代の遺跡が掘れば出るわけです。そういうところを私は知っていますし、提供してもいいというところもあります。上町は古代の飛騨国、荒城郡の役所で群家跡や奈良時代の堅穴建物などが発見されています。発掘調査をすると、最終的に埋めてしまうので、後から見られません。ですから、常に見られるような状態にして、観光資源に活用したらいかがでしょうか。

以上です。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畠上あづさ）

それでは、まず1点目の市の地域資源を活用した新たな観光振興策についてお答えいたします。一般的に、地域資源と呼ばれるものは、自然、歴史、文化、人、産業、イベントなど多岐にわたりますけれども、そのうち、観光資源として積極的に活用すべきと考えておりますのは、飛騨市ならではの特徴や魅力を有した資源です。例えば、厳しい法規制がなくとも、住民意識のもとで、現在もなお守られている飛騨古川の町並み、森林の約7割を占める広葉樹林など、多様で豊かな自然と、そこに自生する薬草、清らかな水に育まれた農畜水産物と、そこから生まれた食などが挙げられます。それらの資源は単体でも飛騨市の魅力となるものですけれども、まちづくりとし

て、人や産業など複数の資源と組み合わせることで、より高い価値を生むと考えております。神岡鉄道という地域資源が地域住民のまちづくりへの熱意によって、年間約8万人ものお客様にお越しただく人気のアトラクションとなったことは、よい事例ではないかと思っております。現在、同様の考えのもと、薬草のまちづくり、広葉樹のまちづくり、食のまちづくりにそれぞれ取り組んでいるほか、自然資源については、飛騨市にトレッキングや自然散策にお越しになる皆さんに、保全活動にも参加いただく「森スケ！」を令和4年度に立ち上げ、毎年多くの方にご参加いただいております。これらを目的に飛騨市を訪れる皆さんは、従来までの観光客と比較して滞在時間も長く、飛騨市をより深く好きになっていただく、いわゆる関係人口の増加にも寄与すると考えられることから、引き続き、多様な地域資源が持つ魅力の発信に加えて、まちづくりへの支援についても力を入れてまいります。

続きまして、2点目の観光客の滞在時間延長の三寺巡りについてお答えいたします。3つのお寺につきましては、現在も飛騨古川の町並み散策の重要なスポットとして、本光寺については、飛騨地域で一番大きな木造建築であること、円光寺については、100年前の大火から唯一残ったお寺であることなどの解説とともに、町並み散策マップでご紹介しているほか、飛騨古川夢ふるさと案内人によるガイドの際も、時間の許す限りご案内をいただいているところです。議員ご提案の、各お寺の宝物及び本堂の開放につきましては、貴重な宝物は各お寺の所有物であることから、まずは公開の可否について確認し、可能である場合は時期や時間など、お寺の意向を最大限尊重するとともに、大切な宝物を見せていただくには保険や、場合によっては警備などの費用も発生してまいりますので、それらも勘案しながら検討してまいります。

次に、3点目の上町遺跡の観光資源への活用についてお答えいたします。上町遺跡は、古川町上町一帯に所在し、奈良時代を中心に弥生時代から中世まで連綿と続く遺跡で、特に奈良時代には役所、中世には古川城の城下町が広がっていた可能性があると推測されております。これらの成果は国道等周辺の開発前に実施された発掘調査により明らかになったものですけれども、発掘調査は遺跡の保護などを理由に、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、埋め戻して原状復帰することが原則となっております。そのため、現在その成果を現地で見ることができる状況ではございません。一方で、延べ2万平方メートルを超える発掘調査を行った遺跡は市内ではほかになく、大変貴重であるため、例えば、古川城の紹介に併せて調査の様子を伝えるなど、文化振興課と連携しながら、今後検討を行ってまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○12番（野村勝憲）

円光寺のことを紹介しましたけども、円光寺は「円光寺五百年史」という本が出されているんですね。恐らく、本光寺や真宗寺にもあると思うんです。先ほど学芸員の話が出ましたけども、文化振興課には優秀な3人の学芸員がいらっしゃるので、この本にもヒントになるものがあるんですよ。そういうところを文化振興課と連携していただいて、ぜひその辺を、何か宝物がないか含めて、再度回答をお願いしたいんですが。

○議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今ご提案いただきました件でございますが、文化振興課ということで、いろいろと上町遺跡、あるいは歴史ある宝物、文化財指定のものもございますので、そういったデータベースを一度精査し直して、もしそういうもので価値のあるものがありましたら、そういった利活用という部分で所有者の方と連携しながら、そういう可能性について検討してまいりたいというふうに思います。

○12番（野村勝憲）

大庭教育委員会事務局長のほうにお尋ねします。私が上町遺跡にこだわっているのは、前々からクアオルト健康ウォーキングのコース、特に古川の町なかコースで、福全寺跡の大イチョウから、瀬戸川を通って、本光寺を通って、八ツ三館の前を通って、それから荒城川を登っていく、要するに桜道です。それからずっと行くと林昌寺の前に橋があります。あそこから見る景色は御嶽山と乗鞍岳が見えて、さらに貴船神社のほうへ行くとイチョウ並木、それからドウダンツツジが下にある、なかなかいい光景なんですよ。それを生かさなければならない。さらにもつというと、堀田森の大イチョウ、あそこで休憩をすると、先ほど言いました御嶽山と乗鞍岳が休みながら見ることができます。それから、道の駅をさらに活性化するために、道の駅のほうへ行くとなると、あそこで2件ほど庭を手入れされたコースが出ているんです。庭が見られて、それで上町遺跡を、確かに表に出して常時というのは難しいですが、例えば、ここにはこんなものが出ましたよというような写真パネルを置いて、さらに道の駅まで行っていただいて、さらに古川城まで足を伸ばしてもらう。古川城から、古川盆地が一望できるわけです。それから、増島神社のほうから帰っていく、そういうコースを作ることによって、歴史探訪はもちろんのことですけども、リフレッシュもできる、健康をキーワードにした町なかコースができるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

今、上町遺跡を通るウォーキングコースのご提案かと存じます。ご承知のとおり、ウォーキング事業につきましては、飛騨市健康ウォーキングガイド協会がクアオルト、あるいは認定コースということで、毎月いろいろコースを変えたりして事業を推進していらっしゃいます。議員からご提案のありましたコースにつきましては、飛騨市の歴史資源を学ぶコースとして非常にふさわしいといいますか、実施ができないかを飛騨市健康ウォーキングガイド協会側と検討して、相談をしたいというふうに思っております。上町遺跡につきましては、かつて古川国府のバイパスが整備される際に大規模な発掘調査をいたしまして、そこから堅穴式住居跡とか、あるいは白鳳時代の瓦というものが大変多く出土されたということを伺っております。当然その瓦があるということで、古代寺院があったのではないかということが推察されておりまして、先ほど円光寺の塔心礎というお話をございましたが、それが円光寺の敷地内に置かれておると、これ飛騨市の指定文化財になっております。教育委員会といたしましては、この上町遺跡は、飛騨の古代を考える上で非常に重要なポイントであるということを認識しておりますし、何とか広く周知していきたいというふうに思っております。

先ほど商工観光部長の答弁にありましたように、発掘も埋め戻して、状態が何も分からぬ状況になっているということで、大変分かりにくいということあります。若い人とか、あるいは市民の中でも、認知度がどんどん薄れていくというようなことも心配しておりますので、今ご提案のありましたウォーキングコースで、ここが上町遺跡であるというようなことをコースの途中で説明するなどすれば、また教育委員会にとっても、あるいは市民の皆様にとっても、歴史の資源の大切さとか周知にもつながるのではないかというふうに思っておりますので、一度持ち帰りとさせていただいて、飛騨市健康ウォーキングガイド協会側と相談をしたいというふうに考えております。

○12番（野村勝憲）

前向きな答弁ありがとうございました。私に情報をくれた人も喜んでくれると思いますので、ぜひ前向きでお願いします。

それでは最後の3点目、この駅東開発と若宮駐車場、これについては度々やってきてあったものですから、今回はやらないつもりだったんですが、複数の市民からどうしてもという声があつたので、別の質問を準備していましたが、それを引き下ろして、これにしましたので、よろしくお願いします。

最近、文部科学省は25年後の大学入学者は、現在の定員63万人から42万人に激減し、3割以上が定員埋まらず、大学の再編や淘汰が一段と進むと発表しました。これは日本経済新聞で発表されています。今回視察した新城市は、誘致した私立大学が10年前に閉校。これは大谷大学系の学校ですけども、また津山市の美作大学は創立109年で、幼稚園や高校を併設した伝統ある大学です。ここは、4年制大学と短期大学を持っています。この美作大学が、今年から短期大学の学生募集を停止するということです。受験者数がなかなか確保できないということで、少子化が大学経営を直撃しております。現在国内で約2割の私立大学は経営困難と聞いております。特に地方の大学で学生募集の停止や閉校が続き、そうした中、9月に大学を核に、市の若宮駐車場を利用した駅東に商業施設や全天候の遊び場、温浴施設、宿泊施設、地元食材提供の場など、多くの事業施設が発表され、市民から飛騨市の急激な人口減少と少子化のとき、不安の声が多く寄せられ、先ほど言いましたように再三再四質問してきましたが、「議会は何をやっているんだ!」と怒りの声までいただいて、改めて質問します。

まず1つ目、飛騨古川駅東開発株式会社はどんな会社ですか。資本金と株主及び役員構成と事業内容を具体的に示してください。

2つ目、大学や商業、温浴、宿泊、遊び場など施設利用者の駐車場はどこになるのでしょうか。10月2日に、栗原センターで駅東開発に伴う駐車場計画説明会がありました。この説明会は午後7時からだったんですけども、私が着いたのは午後7時半だったので、少し失礼したんですね。そのとき出席した方の何人かから聞いているんですけども、田端社長より上町道の駅アルプ飛騨古川周辺に立体駐車場を整備し、バスで目的地の大学や商業施設のある若宮まで移動との説明を聞いた出席者から「こんな離れたところに駐車場なんか必要ない。」、「なぜこんな計画をしたのか。」、「議員は知っていたのか。」など、疑問の声や不信感で主催者側はあまり答えられず、午後7時から午後9時の予定だったようですが1時間で終了し、参加された方からは、若宮駐車場を利用しての事業開発そのものに不安の声まで聞きました。したがって、上町の駐車場計

画は、私は困難ではないかと思います。別の候補地はあるのでしょうか、その辺の情報は掴んでいらっしゃいますか。

それから3番目に、市営若宮駐車場は現状のままで。今、この声が随分出かけています。若宮駐車場は、古川町時代の平成13年に都市公園の整備として、土地所有者の古川木材市場から全町民のために有効に活用していただきたいと、当時の相場より安い価格で譲っていただいたと関係者から聞いております。その意思を尊重しなければなりません。それだけに、今、強く求められているのが市民合意です。特に最近「土地交換なんか必要ない」との声が多く寄せられています。これは私だけではなくて、ほかの議員にも。だから今回4名の議員が質問することになっていると思いますけども、今後、民間の事業開発に市はできるだけ関与せず、事業化は民間の土地のみで大学設立や事業開発の着手をしていただき、私は、若宮駐車場は現状のままでいいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畠上あづさ）

それでは、1点目の飛騨古川駅東開発株式会社についてお答えをいたします。資本金及び株主の部分については民間会社でありますので、この場でお答えすることは差し控えさせていただきます。役員構成につきましては、取締役は1名で、株式会社東洋の田端一盛社長が代表取締役を務めておられます。事業内容につきましては、地域に根差したまちづくりを目指す共創拠点の商業施設として、大学のキャンパスだけでなく、薬草や樹木など、飛騨の地域資源を活用した温浴施設、全天候型の子供の遊び場が入るほか、テナント賃貸借事業、宿泊、マンション等、産業や地域資源と町全体がつながる施設として整備される予定であると伺っております。

次に、2点目の大学や商業施設等利用者の駐車場についてお答えいたします。議員ご指摘の上町での駐車場計画の件につきましては、開発者側に現在の状況を確認しましたところ、当初道の駅アルプ飛騨古川の利用者を市街地へ引き込み、町全体の活性化を図りたいという考え方から、道の駅アルプ飛騨古川周辺に駐車場を整備し、そこからバス等に乗り換え、市内観光をしていただくパーク・アンド・ライドの計画を考えていたが、地元説明会において地域の方々の利益が得られにくい状況であったため、一旦計画はストップし、再度検討したいとのことでした。なお、別の候補地は決まっていないとのことです。ちなみに、駅東開発に伴う商業施設等の利用者駐車場は想定年間入込客数等に基づき、交通量調査も実施しながら、商業施設敷地内に131台分の駐車スペースを設ける予定と伺っております。

次に、3点目の市営若宮駐車場は現状のままでよいのではないかとのご質問についてお答えいたします。2点目のご質問でお答えしたとおり、商業施設等利用者の駐車場は敷地内に設置されることから、交換予定の北側駐車場につきましては、現若宮駐車場同様、実態的には平日は市職員の駐車場ではあるものの、引き続き無料駐車場として広く市民の皆様や観光客に一般開放するものであり、まさに議員ご指摘の全町民のために有効に活用してほしいという、当時の関係者の意思を受け継いでいるものと考えております。また、新しく完成する駐車場との交換条件は、現在の駐車場と同等であることであり、その点でも整備当初の目的と何ら変わるものではありません。

ん。加えて、現在の劣化した舗装の大規模修繕を行う多額の費用を捻出することが困難な中で、市の支出を伴うことなく、隣接地に新しい駐車場が整備されることは、現在の駐車場を使い続けるよりもメリットがあると考えているところです。

〔商工観光部長 畠上あづさ 着席〕

○12番（野村勝憲）

現在の若宮駐車場は、JRやバス、あるいはタクシーを利用される方、最も近い飛騨古川駅なんです。それと同時に、飛騨市文化交流センターとか、それから公民館、ハートピア古川、いわゆる文化村といわれているわけですね。ですから、そういう意味では、若宮駐車場も含めて一体感で市民の方が利活用されている場所なんです。そうしますと今度は、平成13年のときの、譲っていただいた方の思いと重なってくるわけなんですけども、利活用されている市民の方は、便利だし、近いし、交流センターまで安心していけるし、しかし今度農免道路側に渡った場合に、前にも言ったと思いますけども交通事故で1名亡くされています。そういう危険なリスクも背負っていくということなんですね。その辺を私は一番懸念するし、なぜ市民が我々議員のところへ言って来られたかというと、農免道路北側の消防器具庫、あるいはトイレを造っているとか、これは何になるんだろうということを今ようやく気がつかれた市民の方が多いんです。それで、私は怒りの声まで聞いています。そういうことですので、一体感が失われた結果、切り売りするようなことになるんです。その一体化になる結果、場合によっては市民がリスクを背負う可能性もあるんですが、その辺のことは検討されているのでしょうか。

○議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

若宮駐車場交換後につきましても、先ほど佐藤議員の答弁でも申し上げましたが、農免道路を挟んで向かい側に移動することによって、多少諸事情が変わるところはありますけれども、あの付近一帯としての、飛騨市文化交流センターや古川町公民館の利用を併せて考えたところでも、その一体感というところでは損なわれるものはないと考えております。安全面につきましても、前回の9月議会定例会の佐藤議員の一般質問でも申し上げたように、安全対策については十分配慮しながら今事業を進めているところですので、その点についても心配しておられるようなところには及ばないと考えております。

○12番（野村勝憲）

これから時代なんですけども、飛騨市も人口減少でコンパクトシティにならざるを得なくなってくると思います。といいますのは、ある程度神岡町、あるいは河合町、宮川町の共通するような施設を統廃合していくかなければいけない。そうすると、どうしても中心になってくるのは古川駅周辺の文化ゾーンのあの一帯です。これからどういう変化が起きるか分かりませんけども、あの一帯に、例えば、新たなお年寄りの人たちが集まる場所とか、要するに施設を統廃合した場合、ここには必要だなといったときに、むしろあの文化ゾーンに機能の高いものが幾つかあるわけです。そういうことを将来、市民のために、私は若宮駐車場を拡大しなければいけないのでないかと思うんです。あるいは、将来の必要な施設をあそこに集約しようということが出てくる可能性がありますので、株式会社東洋の土地を分けていただくとか、そういうところは、検

討はされてないんでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

あそこの土地を使ってまで何かを造るというだけの体力が飛騨市にはないので、駐車場としての用途ということになると思います。そうしたときに、先ほど来、商工観光部長の話もありましたし、これまで話しているんですけど、老朽化した古い駐車場はそのままでいいのではないかという議論があるという話でしたが、では誰がこの後舗装をしてくれるお金を出してくれるのか、そういう方が出してくださいと。しかも、古くなってきた消防器具庫とトイレも解体修理をしなければいけない。朝も申し上げたんですけど、新しいところに交換するということは、その後で何ができるかということよりも、市にとってみるときれいな駐車場と建物が更新されるというところが大メリットであるわけです。その相当額を出すと多分億単位になりますが、誰が出してくれるんですかと。交換するなという方が出してくださいと。議員おっしゃるように、確かにあそこに何か集約して、高齢者のためになるものができればいいというのは理想として持っているんですが、現実的なことも考えながら進んでいかなければいけないこともあります。議員ご提案のあったようなものは町の中の空き家、そうしたものの中活用の中で、あるいは空き地も出てきていますので、そこら辺で上手にコンパクトシティーといいますか、町なかの開発というのはまた考えていかないといけないと思っておりますので、そういう中でいろいろ議論していきたいというふうに思っております。

○12番（野村勝憲）

もう時間も来ましたのでこれで終わりますけども、まずは市民の合意形成を大切にして、進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

〔12番 野村勝憲 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で12番、野村議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩とします。再開を午後3時20分とします。

（ 休憩 午後3時12分 再開 午後3時20分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

14番、高原議員。

〔14番 高原邦子 登壇〕

○14番（高原邦子）

発言のお許しをいただきましたので、これより一般質問を行います。

私は、主権者教育を全市挙げて取り組むことはできませんかというタイトルで質問したいと思います。2月の飛騨市の市長選挙、市議会議員選挙をはじめ、国内では国政選挙も含め多くの選挙がありました。平成28年から選挙年齢は18歳になり、令和4年4月から成人年齢も18歳になりました。民主主義国家として選挙はとても大切なものです、投票率の低下から、国民の政治に対する無関心か、諦め感か、失望感か、これは世代によても差はありますが、心配あります。私は、投票率の低下だけを危惧するものではありません。日本の民主主義を成熟させていくためにも、主権者教育は大切だと思っております。

そこで、2022年より、高校1、2年生で「公共」という科目が必須になったといわれております。小中学生の学習内容は、このことを受けてどのようになってきてているのか、どのような対応を取られてきているのか。実際、公共に対してどのようにやっていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

そして、飛騨市はこの主権者教育というものをどのように捉えて、実践を試みているのか。主権者教育では何が大切だと考えているのでしょうか。

次に、このことは議会でも真剣に考えていかなければならぬと思っていますが、議員の成り手不足です。飛騨市は3回続けて市長選挙、2回続けて市議会議員選挙が無投票がありました。政治の劣化がいわれても致し方ないと思います。議会は、議会改革だけではなくて、執行機関や地域コミュニティー、企業等とも連携して取り組んでいかなければならぬと考えておりますが、いかが思いますか。地方議会は二元代表制ですが、そういった二元代表制のもとで、執行機関である市は、議会と手を携えて主権者教育を進めることは難しいとお考えなのかお伺いいたします。

なおかつ、私は、自分の小中学校、高校、大学の頃を思い出しまして、いろいろなことを思い出すうちに、一般の大人にも主権者教育は必要ではないかと思いました。これは私が思うですが、私たちが大きくなつていったとき、学校で歴史では政治はこうであったとか説明するんですが、実際の現実の政治に触れるということは先生はアンタッチャブルなものだと考えていましたが、タブー視していたと思うんです。現実の政治を語ることはなかったような気がするんですけれども、今や、現実の政治というものをしっかりとやっていかなければならぬので、大人にも主権者教育をやっていくべきではないかなと思っているんですが、その点を市はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

主権者教育というテーマでのお尋ねでございます。学校教育は教育長のほうから答弁してもらいますが、私からは3点目の市民の主権者教育といいますか、大人の主権者教育、ここの部分についてお答えをしたいと思います。

議員の成り手不足問題に関連してということでお触れになったわけですが、大人になりますと、主権者教育というより主権者としての実践の立場になるんです。投票をするか、あるいは選挙に出るかというのが主権者としての行動ということになります。投票に関しては、投票率アップの呼びかけは市でも選挙のたびに行ってますが、これは政治の在り方そのものの議論でありますので、投票したことによって町がよくなるとか、人を選んだことによって町がよくなる、あるいは政治が変わる、政治がよくなる、そうしたところの実践で意識が高まってくるわけでありますので、ここにつきましては私もそうですし議会もそうですし、あるいは首長、国会、そういったところも含めて政治でもって見せていくというのが、一番の大人にとっての主権者教育だろうというふうに思います。そうすると、もう1つの選挙に出るというところがどうかということになってくるんですね。まず、そういう観点でご答弁申し上げていきたいと思うわけです。

前半の投票ということについて、日本の大人の主権者意識はどうかということを見ておきたいというふうに考えました。以前から、たまにデータを見るんですが、「公益財団法人明るい選挙推進協会」という団体がございます。ここが衆議院議員選挙のたびに全国の意識調査をやっておりまして、経年でずっと出るものですから、これを見ていると面白い結果が分かります。今回の衆議院議員選挙は終わったばかりですので、まだデータは出ていないんですが、平成15年から前回の3年前の衆議院議員選挙までの結果を見ますと、「国や地方の政治にどの程度関心を持っていますか。」という問い合わせがあるんです。これに対して「非常に関心を持っている」、「多少は関心を持っている」を合わせて、実は下がっていなくて、8割程度をずっと維持しております。このトレンドは変わっていないと。また、年齢が上がるほど政治関心度が高まるという傾向もずっと続いている、これもあまり変わっていないということです。「投票に対する意識」という項目がございまして、「投票することは国民の義務である」、「国民の権利だが棄権すべきでない」を合わせた答えは、平成24年の総選挙以降65%前後でずっと推移をしておりまして、これも大きな変化が見られないということあります。こうしたデータを見ますと、日本における大人の政治への関心や投票の必要性に関する意識は大きく変化をしていなくて、その意味では、主権者意識というのは維持されているのではないかと、データから見るとそのように読み取れるわけあります。

ただ、その他方で、先ほど申し上げましたように、選挙に出るというもう1つの主権者としての行動、こちらにつきましては、特に小規模自治体において議員の成り手不足が着々と進んでいるということあります。

飛騨市ですけども、人口規模でいくと町村レベルの規模にありますので、今年3月に全国町村議会議長会がまとめた資料を調べてみたわけです。3月に「町村議会議員の成り手不足対策検討会」というものが行われまして、その資料を見ますと、町村議会で無投票となっている議会の数が平成23年から4年ごと、つまり統一地方選挙から4年ごとにカウントしてあるんですけども、平成23年からの4年間が20.4%、それから次の平成27年からの4年間が21.9%、令和元年からの4年間が27.4%ということで、平成23年から今までの間に20.4%から27.4%と急激に増加をしております。定員割れになった自治体が、町村議会で10自治体から31自治体というふうに増えておるということでございまして、こうしたことを考えますと、主権者としての投票ということと、選挙に出るということの2点でいくと、主権者意識の問題というのは投票行動として継続されて

いるわけでありますから、そうなると、議会や選挙そのものの在り方がハードルになっているのではないかというふうに私は考えるわけです。

この検討会の報告書を見ますと、「なり手に響かない3条件」というのがあります、「なり手に響かない3条件（やりがい・環境・待遇）」、このように書いてございます。やりがいは、各議会努力をしておりまして、議員のやりがいということは、一生懸命議会の在り方のPRとか、議会の広報を通じてどの議会もやっておられます。待遇の改善も幾つかの議会でそういった議論がされておるんですが、私が注目しておるのは2番目の環境でございます。この環境としてこの報告書で挙げられておるのは、地域推薦が力を持たなくなっているというのが1点。それから、小規模な町村では、家族、親族を巻き込む一大事になりやすいということです。飛騨弁でいうところの「たいてでない」ということあります。それから、選挙の面倒を見てきた地域の世話人が減少し、立候補者が全てを担わざるを得ないという状況になっています。これは恐らく、皆さんの中にも心当たりのある方がきっとおられるだろうというふうに思います。これは飛騨市においても同じことがいえるのではないかというふうに考えておりまして、そんなことがあったものですから、3月の議会で森議員からご質問がありました際に私自身が申し上げたのは、肌感覚として政治的な無関心になっているとは思わないということを申し上げた上で、構造的に考えて飛騨市を見たときに、今まで議員の成り手の中心であった自営業と農業の方々の数が明らかに大幅に減少している。さらにもう1つ、大体定年を過ぎた辺りの方々が議会に出るということが多かったと思うんですけども、今、働き手不足の中で、定年という概念がほとんどないに等しくて、70歳でも75歳でも皆さん会社で継続して働いていらっしゃいます。そうすると、「ちょっと選挙に出るには」という話が現実に聞かれますし、前回の議会の際に大勢の方からそういう話の指摘を受けました。要するに、立候補できる環境にいる方が大きく減っているという、社会の構造変化が原因ではないかというふうに考えておるわけでございます。その際に、森議員のご質問に対して私は議員候補を確保する対策としては、企業が社員に対して、議員としての活動を兼業または副業として認めることが必要だということを申し上げたわけであります。議員歳費で賄われない分を会社で仕事をしてもらって、給料が保障されるように補う。そうしたことでも今後的人口減少、人手不足社会の中で必要ではないかということを今も私はそのように思っております。

いずれにいたしましても、議員の成り手不足というところ、主権者としての在り方の投票、選挙に出るという点から申し上げれば、この選挙に出るという点でいきますと、地域での立候補環境を整えていくという観点で検討していくべきものであるというふうに思いますので、私も含めて、選挙に選ばれる立場の者が一番よく分かるわけですから、その辺り中心になって、どういうやり方がいいのかということを積極的に議論していく必要があるというふうに考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

続いて、私から1点目と2点目について答弁いたします。

まず、1点目の中学生の学習内容についてですが、令和4年4月に民法に規定する成年年齢が引き下げられ、18歳から1人で有効な契約をすることができるなど、高校生にとって政治や社会は一層身近なものになっており、中学生のときから自ら考え行動することがこれまで以上に重要となっています。高校の公共の授業は、もともと小中学校の学習指導要領とつながりを持って作られており、小学校6年生や中学校3年生の国や地方公共団体の政治の取り組みを学ぶ学習の発展的な学習として位置付けられています。そのため、小中学校においても、主権者として社会の中で自立し社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として、主体的に担う力を発達段階に応じて身につけていくことを重視しています。そこで、令和6年3月に示された「第4次岐阜県教育振興基本計画」や、平成28年3月に策定の「主権者教育」の推進 岐阜県版指導の手引き」に沿って、事業の中では主に社会科を中心に取り組んでおります。具体的には、小学校では市役所や議会の見学なども含め、国や地方公共団体の政治の考え方と仕組みや働きについて学ぶ学習を行っています。さらに、中学校においては公民の授業において、憲法や法律、民主主義や政治の仕組みについて、岐阜県選挙管理委員会・明るい選挙岐阜県推進協議会が毎年策定している「CHANNEL」という教材を用いて、学習や模擬選挙などを通して学んでおります。

続いて、2点目の主権者教育に対する捉え方についてですが、市の教育委員会としましても、政治離れや投票率の低下は、これからよりよい社会や地域づくりの上で重要な課題であると認識しております。そのため、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、自ら行動していく力の育成こそが主権者教育で重要であると考えています。市内全ての学校で行っている、学校生活をよりよくしようと取り組む児童会や生徒会活動は、自分たちで諸問題を発見・解決し、解決のための活動を計画・実行するという点で、主体的に社会参画することの意義や価値を実感していく主権者教育の充実につながるものであると考えております。また、飛騨市学園構想に基づいた、地域と連携、協働して行うふるさと教育や地域の課題解決の学習を通して、自分なりの考えを導き出す力や多様な他者と協働する力の育成も、主権者としての自覚と社会参画につながる重要な学びとして、今後も大切に取り組んでいきたいと考えております。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

○14番（高原邦子）

市長は、主権者というのは選挙と選挙に選ばれる選挙人のことだというふうに捉えられているんですが、今回、テレビに出てきて、若い人で「興味ないです。」と言ったりする人が結構いたりとか、「政治に興味はあるんだけど。」と言って「選挙も大切なんだけど、分かっているんだけど、私ぐらい行かなくてもいい。」という感じで受け答えしているんです。私は、今この飛騨市の現状も憂いでいるんですが、これから子供たちというのは飛騨市の中にずっといるわけではなく、海外に行ってしまう子もいるかもしれません、多くの子が大学とかいろいろなところに行ったりする中で、選挙とか政治というのは大切だということを認識してもらうためには、今からしっかりと勉強しておく必要があるのではないかと思うんです。

私と市長は、年齢が10歳違うから、それぞれの時代で背景が違うんですけど、私たちが大きくなる頃は東大紛争とか60年安保とかそんなのがあって、学生とかがいっぱいデモをしたりとか、選挙以外での政治的参画というのは、ああいったデモとかそういうのを見てきているんですが、

それがなくなり、その後、浅間山荘とかいろいろな左翼の関係の人たちの悲惨な内ゲバとかそういうのがあって、だんだんと皆さんがまとまって政治に参加するということをしなくなってきたことがあるし、先ほども言いましたけど、先生たちが教育基本法とか何かいろいろな教育の法律で中立とか中正でなければならないというのを少し誤解されていて、この候補者がいいですか、そういうことを子供たちに言うのはいけないけれど、現実の政治というものはこうだと教えることは大切だったのに、私の大きくなる段階では、先生たちは本当に政治を避けてきたと思うんです。私が覚えているのが、高校生のとき、物理の先生が来なくて、どうしたんだろうと思ったら、実は自分の車の中に居て、ストライキ中なんだと、先生もストライキをするんだと思ったぐらいで、そういうことがありました。でも、多くの先生はストライキをしていないし、そういったことについて訳も分からず暮らして。大学へ行ったら、政治というものにあまり興味はなかったんですが、大学にもよりけりだけど、大学の入り口には内ゲバで中核派と革マル派の遺体を並べてあつとやるんです。今までそういったことに触れてないものですから、大学生の心にはものすごく強烈に感じてしまって、それで大学生になると政治的にばあつとなる人と、ならない人とというふうになっていました。

そういう歴史を見てくると、私はデモをするのはいけないとか、そうは思わないし、みんな抑え込んできた。私は選挙だけではないと思うんです。ストライキなり何なりで、みんなで行動するということも大切で、そういうものを伏せてきた教育環境があるので、不公平な偏ったことを言ってはいけないけど、ぜひ先生たちもいま一度、恐れずに現実を教えていかなければいけないんです。飛騨市も模擬投票とか、そういうことをやったりしているらしいんですけど、私は投票はこうやってやるんですよということも大事ですけれど、しっかりと現状を把握した教育をしていかないと、政治に無関心になってしまって、飛騨市を出た後も選挙に行かない子になってしまう。日本国全体で考えると、せっかくの日本の民主主義が廃れていくかもしれない、もっと成熟させていかないといけないと思います。ちょっと難しいんですけど、学校教育が何のためにあるかといったらいろいろな面があると思うんですが、高校の授業の公共ということに関して小中学校でもぜひ先生たちも度胸を出して政治のことを言うと、何かと思わずにはやつもらいたいと思うんですが、先生たちとこういった選挙とか、主権者教育のことで語ったことはありますか。本音のところを聞かせてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

最後のご質問について答えますと、正直、その主権者教育ということについて腹を割って、夢を描きながら語ったということはございません。ただ、今おっしゃったように、教育の中での主権者教育学習というのは大変大事なことですので、そのことについては推進するということで、社会科の授業を中心に行っておりますし、これまで特に中学校の公表会等で議員の方にもそういった公民の授業を見ていただいているところですので、そういう中で、また主権者教育について互いに語りたいなということを思います。

○14番（高原邦子）

主権者教育で、市長に答弁いただいて、議会も理事者側も一緒になっていろいろな人たちと討

議、討論したりする場、いろいろな意見交換の場に議員も首長も参加してやっていくということに市長は賛成ですか。二元代表制でいうと、例えば、諸会議に議員が出るのはいかがなものかという考え方もあるんですが、この主権者教育に限り、理事者側とかそういったところとも一緒にこのテーマでやっていかなければいけないと思うんですけど、その辺はいかがですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

当然、大いに一緒にやってきたいと思いますが、何をどうやってやるかということだと思います。興味を持ってくださいというような抽象的な話でもないと思いますし、市長になってみませんかという話を持ちかけるということも、それもいいんですけど、そういう話でもないような気もします。どうやってやるかという問題が一番難しいことのような気がします。ただ、自分たちで変えられるというイメージの部分を伝えていくというのはありますかなと思います。市長の場合は自分で政策をやって、予算を編成するということがありますから、当然、普段の仕事の姿を見てもらうことが市長の仕事を見てもらうことにはなるんですが、一緒に行ったときに議員との間でどういう政策形成をしているのかという話は、実例をもって見せていかなければいけないことがありますから、飛騨市議会との間でこんなことで議論があって、こういうものができましたというのが、毎議会4つか5つか、できれば10個くらい出てくるととてもいいなという気がしますし、むしろそこの研鑽を重ねていくことが大事じゃないかなという気もします。

○14番（高原邦子）

私も後で質問するんですけど、午前中に小笠原議員が、いろいろICTのことで質問されていたんですけど、今はSNSとかああいうので、いろいろな情報を得ていることに対してのリテラシーをしっかりとしていかなければいけないし、生成AIのことも後で言いたいですけれど、いろいろな意味で真贋を見極めるということが大切です。そういったときに、今話題になっていること、こういうふうになっているということも利用して、でも、どっちが本当か嘘か分からいかから、君たちしっかり政治は見ていこうねとか、片方の情報だけではいけないよというふうに利用していくとか、今、テレビでやっているようなことも利用してやっていったら、ずっと入るのではないかなと思います。だから、あまり先生たちに厳しいことを言わずに、子供たちにしっかりとしたリテラシーを持つように、いい材料として話したりすると、生きた授業になるのではないかなと思いますし、授業だからしゃべるのではなくて、普通の会話のときにも大事だということを言ってもいいではないですか。授業だけでやるのではなくて、いろいろな会話の中で子供たちに大切なことを言うということ。だから、先生が子供たちとコミュニケーションを取ったりしてくだされば、生きた教育になると思うんですが、いかがですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

大変参考になる提案をいただきました。今の情報モラル教育等にも関わるんですけども、そういったことは現実の社会に出てみていろいろと考えることで、今の主権者教育、情報モラル教育と総合的に考えてみると、飛騨市学園構想の考え方に基づいた実践というのはとても大事な

ところで、先ほどもお話をしたんですけども、子供たちが学校で、あるいは教科書で勉強するだけではなくて、ふるさと教育等もそうなんんですけども、実際に地域に出て、社会に出て、地域の方やいろいろな社会の人たちと交わる中で、いろいろな問題を見つける、感じができるわけです。その中で、自分たちの問題として捉えて、さらには今的小学生、中学生、高校生、それぞれの年代の学びの中で、自分はこの社会、地域に何ができるのか、今何をすべきなのかということを考えるという、飛騨市学園構想の高校までの描きの中には、最後に高校生、さらに大学、大人になっていく描きの中で地域で生きて働く力、課題解決する力をつけるというところがあるんですが、そこにつながっていきますので、そのことが今言われたことと関連しますし、そういう点で地域と子供が語る、子供と先生たちがそういった地域人、社会人として何ができるのかということを語る中で、きっと主権者教育についての推進も図られるなということを今、話を聞かせていただいて改めて考え、今後も実践につなげていきたいと思います。

○14番（高原邦子）

先生は何年間も先生をされますが、小学5年生は1年しかない、中学1年生も1年しかない。その子その子にとっては大切な1年なんです。それを考えると、教育は先送りにしていいものじゃないし、そういうことを踏まえて、次の質問に移りたいと思います。

午前中、小笠原議員もお伺いしたところがあつて重なる面があるかと思うんですけども、文部科学省が推奨してきたGIGAスクール構想も、新型コロナウイルス感染症の影響もありましてタブレットの配布も通常より早く進み、教育のICT化に向けた教育環境も大方整ったと思いますけれど、今、世界でデジタル教育への警鐘が鳴らされていることを皆さん御存じでしょうか。デジタル教育のよい点、危惧される点について、飛騨市ではどのように分析されているのでしょうか。まだ始まったばかりということもありますし、分析まではいかないということもあるので、ものすごい細やかな分析とかそういうことを言っているのではないんです。先ほども言いましたように、一人一人、その子にとって小学6年生は1年、中学1年生も1年、その子その子にとっては大切な1年ですので早くしっかりと教育は向かっていくべきだなと思うので、今回お伺いしているんです。

それで、現場の先生の中にもいろいろな意見を言われる方がいらっしゃいます。それはそうだろうなとか、いろいろ思うところもあります。私も見まして、すごいなとか、自分ができないこともできるなと思うんですけど、タブレットばかりを見ていて顔を見てないし、人ととの付き合いがいまいち感じられないというところがありまして、私は否定するものではないんです。それを使ったほうが余計にいいというものもあるんですが、ただ、デジタル教科書を見直す国もあるとか、フィンランドだったか、来年度からは紙にするとか、いろいろいっている国もあったり、それでいろいろなことを今世界でもいわれている中で、文部科学省が今5年でこれからも進めていこうとしているんですけども、医学的な面で、タブレットをずっと見ているのが何時間もある子は目のことが心配だし、身体的にも心配だし、中には朝と夜が逆転してしまって不登校につながる子もいるとか、デジタルの教科書で勉強することが悪いことではないとは思いますけど、いろいろな意味でどうなのかと。

今、よく言われているのが集中力や記憶力、といった面は落ちるのではないかと分析がされています。それで、集中力とか記憶力というのは、アナログツールであるペンとか紙で書いたり、

私は本当にアナログ人間ですので、何でも書いたりしては貼らないといけない。でも、皆さん、一遍試みてください。誰かに話か小説でも読んでもらいながら、それを文章に書き直してみてください。漢字が書けない人がいっぱいいます。昔は書けたのに、ぱっと書けないんです。こうやって見て打ったりするものだから、自身が筆を持ったりすることが少なくなって、読みは誰もができるんですが、書けといったときに、誰かに読んでもらいながら、それを書きましょうというと書けないです。一遍皆さん、試しに自分自身でやってみてください。私はそれをやると相当書けません。何でと思うんです。年も年ですけど、記憶力とか集中力がだんだんと違うと言われているのが納得できる話でした。それで、英語は100%デジタルの教科書になって、数学、算数は50%～55%と言われているんですけど、飛騨市ではどうなっていますかということとか、デジタルでもいい面も多々ありますから、それを否定するわけではないんですけど、集中力とか記憶力のこともありますし、どうですかということです。

ただ、予算のことが心配なんです。先ほど、大庭教育事務局長が5年で更新していくようなことを言っていたけど、では、今まで国はどれだけタブレットの導入費用を出してくれたのか、設備にどれだけお金を出してくれましたか。今回は補正予算でも、修繕のほうで出ていますけど、この次の更新の費用は国が出してくれるんですか。そうしますと、これ国が出してくれないとなると、本当にすごい金額になると思います。それで、教育とそのことを同じ土俵に上げるのはいかがなものかと思いながらも、飛騨市の中では自分の家の前のグレーチングの蓋を変えてもらいたいとか、いろいろな要望、議員は聞いていると思うんですけど、そういったものには財源がないといいながら、私が心配しているのは、国がこの財源を保障してくれるならいいんですけど、保障してくれなかつた場合、どこまでの覚悟をかけていくつもりなのかということをお伺いしたいと思います。負担額とかいろいろなものがありますけど、どこまでだったら出して、これからもG I G Aスクール構想に突き進んでいくのかというのをお伺いしたいと思いますし、デジタル教科書というか、紙の教科書はなくすという、そういった考えについては、飛騨市では先生たちも含めてどういう考えを持っているのか、その辺をお伺いいたします。

◎議長（井端浩二）

高原議員に確認しますが、通告書の①から④のことについて答弁してもらうということでいいですか。（高原議員「そうです。」と呼ぶ。）この説明がなかったので、どのように答えたらいか迷うような形でしたので。

○14番（高原邦子）

失礼しました。

デジタル教育のいい面と危惧されている面をまとめて、次に生かしていますかということ。現状のデジタル教育は、時間的にどれくらいやっていますか。批判もされているデジタル教育についてはどう考えているのか。批判に対して、どのように考えていますかということです。

そして、飛騨市ではありませんけど、教員から生徒の集中力が落ちていると。漢字が書けない子供が増えたと。それで、さっき言ったように自分自身もやってみました。できませんでした。飛騨市の子たちに対して、先生はどのように捉えていらっしゃるのか。

補正予算にも修繕費が出てますけど、この先どれくらいのコストがかかるんですか。国が進めている事業であるから、国費で賄えるのですか。これまでこの事業に、国の負担額と飛騨市の

支出額はどれくらいなのか。市はどこまでなら出すと覚悟を決めて推進しているのか伺いたいと思います。

そして、デジタル教科書への考え方と今後の予定を伺いたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

ICT教育についての議論でございます。できれば時事放談のように話したいテーマなんですが、一応ご質問ですので答弁という形でお答えを申し上げたいと思いますが、私からは財政負担の話をお答え申し上げたいと思います。

議員からは、そもそも国費で賄えるのかというお話なんですが、結論からいうと賄えないというお話を申し上げたいと思いますが、GIGAスクール構想のタブレット整備支出額ですけども、平成30年から7年間で約1億5,000万円使っております。このうち、国の補助は4,900万円でございまして、3分の1です。このほかに、保守点検やアプリのライセンス料などのランニングコストが年間約900万円ということで、財政的には大変大きな負担であります。

それで、この件につきましては全国市長会の大テーマでありまして、私、今年、社会文教委員会の委員長をやらせていただいています。昨年度まで副委員長でしたが、昨年度も社会文教委員会の一番大きなテーマの1つで、今から、このGIGAスクール構想の更新が出てくるんです。更新に対する国費を確実に見てもらうということで、去年、要請活動に相当力を入れてやりました。国においてはこういうときに、最初のハードルが骨太の方針にどう書き込んでもらえるかというのが一番大事なですから、去年の5月、6月の段階で、この点については我々の委員会もそうでしたし、会長以下もかなり強く申し入れていただきました。「経済財政運営と改革の基本方針2023」というのは去年の骨太の方針ですが、この中にどういう文言が入ったかといいますと、「国策として推進するGIGAスクール構想の1人1台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める。」と書いてありました。全国市長会としては、これは勝ち取ったという文章なんです。国策としてということは国が出しますよということを保証しているということですし、公教育の必須ツールとしてということは、全国を調べて、きちんと用意をするということを言っているわけですし、更新を着実に進めると書き込まれたので、さぞ潤沢な予算が用意されるだろうと思ったんですが、第二次整備に対しては1台当たり最大約3万6,000円という数字でありまして、今、タブレットは1台10万円ほどしますから、共同入札をして安くしたとしても、かなり高い金額ですので3万6,000円ではとても足らないという状況です。実際に飛騨市においてもそうなんですが、GIGAスクール構想においては機器の整備はもちろんですが、先ほど申し上げたように、保守運用にかかる費用も大きいですから、引き続き、全国市長会としては、この点については国に対して大変強く要望しておるところでございます。

今、予算編成をやっているんですが、来年度も1,200台を更新しないといけないものですから、ざっと計算しても1億円以上お金がかかりますが、入ってくる金額は恐らく半分以下だろうと思われますので、その部分は市の単費で持ち出さなければいけない、どこからも財源がないんです。ですけども、ここについてどういう方針かという先ほどのお尋ねなんですが、国の補助で賄えな

い部分につきましても、単費であっても予算を確保するという方針でありますので、これは教育に関わることですので最優先でいきます。ほかを削ってでもここは捻出をするという考え方で、今、予算編成に臨んでおるということでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

続いて、私からは1点目、2点目、4点目について答弁いたします。

まず、1点目のデジタル教科教育に対する考え方です。教育委員会としては、国のGIGAスクール構想で整備されたタブレットを子供たちの文房具の1つと捉えて、学習活動の中で必要に応じて活用しています。こうしたデジタルツールは、動画や写真、シミュレーションなど、一人一人の分かり方に応じた学習素材を提供できることや、学習支援アプリを使って自分の考えを仲間と共有したり、オンラインツールで遠隔地と交流したりすることができるなどのよさがあります。一方で、議員がご指摘のとおり、ノートと鉛筆を使う機会が減って漢字が書けなくなるのではないか、情報が多くなり過ぎて集中できないのではないかというデメリットも把握しております。教育委員会としましてはデジタルツールを使うことだけが目的にならないよう、学年や教科によってアナログツールとデジタルツールを使い分けて、それぞれのよさが生かされるよう、文房具の1つとして効果的な活用を進めてまいります。

続いて、2点目の現場の教師の捉え方について答弁いたします。教育委員会では、全ての小中学校に情報活用主任を置き、デジタルツールの効果的な活用を進めています。担当する教員からは多くの教育的効果とともに、先ほども述べたとおり、ノートと鉛筆を使う機会が減って漢字が書けなくなるのではないか、情報が多くなり過ぎて集中できないのではないかというデメリットの報告も実際にあります。こうしたデメリットへの対応として、ノートと鉛筆を使う機会が減って漢字が書けなくなることに対する対応では、低学年ではノートや鉛筆を使った学習を中心に行ったり、高学年でも教科によって使い分けたりすることで、デジタルツールのデメリットを小さくするよう努めています。また、市費でICT支援員を配置し各学校を巡回する中で効果的な活用方法を把握して他校に伝達したり、問題点を把握して解消に向けた対応を検討したりしております。ネット依存などの課題に対しては児童生徒のタブレットに使用制限を設けて、夜間の使用制限をするとともに、ネット依存の予防に関する授業を実施したり、保護者への啓発を行ったりしています。今後も、デジタルツールを活用する効果を最大限引き出し、デメリットを減らすように引き続き取り組んでまいります。

最後、4点目のデジタル教科書への考え方と今後の予定について答弁いたします。児童生徒用デジタル教科書の導入については、国の「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」により、試験導入が進められております。飛騨市では、全ての中学校に英語と数学、全ての小学校5・6年生に英語、一部の小学校5・6年生に算数のデジタル教科書が整備されております。英語のデジタル教科書を使うと、動画コンテンツでリズムに合わせて発音を練習したり、音声コンテンツで繰り返しネイティブの発音を聞いたりすることができます。また、算数、数学

では、図形を切ったり、貼ったり、動かしたりできるコンテンツがあり、視覚的に考えることの手助けにもなります。このような個の習熟度に合わせた学習が推進される効果が期待できる反面、紙の教科書のほうが見やすい、書き込みなどすることができるなどのよさがあることも考えられます。児童生徒用デジタル教科書の導入に当たっては、義務教育における教科書給与が国の事業であることを踏まえ、今後の国の動向を注視して活用を進めてまいります。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

○14番（高原邦子）

国の方針に従っていきますということは、都竹市長もそうだし教育長もそうだということは分かるんですけども、今、都竹市長は大変なことを言われたんですが、1億5,000万円のうち4,900万円しか国から来ていないんです。1億円です。ランニングコストが900万円。それは来年からですか、また5年たったから、これ考えてみてください。教育は、デジタルではないとできないんですか。今まで私たちが受けてきた教育はデジタルではないけれど、これだけのものを国がお出してくれるならいいんですけど、市費で出していくとなると、言いたくはないんですけど、私は教育だからといって聖域ではないので、いろいろな事業とかもろもろと考えていくと、これは考え直してもらいたいと思うんですが、どうあっても3分の1、例えば1億円かかったら3,300万円、4,000万円弱でも都竹市長はこれをやっていかないと文部科学省に対して顔向けができないとか、そういう思いなんですか。私は、これは金額が金額だけにきついなと思うんです。タブレット1台が、安くなったとしても10万円でしょう。これを5年でということは、1年間に2万円ずつそれぞれにかかっていくとなると、飛騨市の中では、事業をやってもらいたいのを我慢している人いっぱいいる中で、常に5年ごとに1億円かかってしまうとなったら、考え方だと思うんですが、それでもやっていかなければいけない大きな理由は何でしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

もちろん、飛騨市はやらないという選択肢はできるんですが、文部科学省が言っているからとか国が言っているからではなくて、私、毎年全校全教室行きますので、実際にタブレット教育をやっている場所を見ますけど、今、タブレットは全く必需品です。プラスアルファでとか、よりよくなるとか、そういうレベルではなくて、完全に教育の中の1ツールになっているので、しかも、全国どの学校もそういう流れである中で、これを外すのは教科書をやめますと言っているのと同じレベルです。文房具そのものを何かなくすのと同じレベルくらいまで、そういう教育ツールになっている状況ですから、確かに、G I G Aスクールという国の方針だからということで始まったんですが、今やそういう教育になっていますので、ここからタブレット教育をやめるという選択肢はない、そのように思います。

確かに国は、去年の補正予算のときに補助率は3分の2と言ったんです。ですから、基本的には3分の1は絶対に持つ。ただ、我々のような過疎自治体になると、3分の1のところにどうやって交付税を充ててもらえるかという議論があるのと、今実際にメンテナンスの費用を入れて10万円弱なんですが、共同購入をするという仕組みが今回は設けられていて、県全体で共同購入をすることで、少しでも値段を下げるという取り組みが並行して行われています。先ほどの1億円

余という金額はそういうことをする前の数字で実績の数字ではない、来年度予算に向けての数字ですが、あとはそういった取り組みで、どのぐらい下がっているかということで努力しながらやっていくしかないです。ただ、ほかを削ってでもやらなくてはいけないのは教育のことなので、私は、教育のことは最優先だと思っていますので、特にこういう今の現代教育の中で間違いなく必要なものについては、飛騨市の子供にだけ用意しないというわけにはいかないと思っていますので、これはしっかりやりたいと思っております。

○14番（高原邦子）

私は、市長はそういうと思っていました。でも、今の時代には本当に必要になってきていると、それで、学校教育は何のためにあるのかを私もいろいろ考えました。そうしたら、教養ある人格形成、そのために学校教育というものがあるんです。今いろいろなことが言われていて、いろいろなところからいろいろな問題が出されていますけれど、企業の経済的利益ではないし、タブレットを売っているところの経済的利益です。そして、労働市場で、タブレットとかそういったものが使えない子供は通用をしませんというような形で、そのツールくらい分かっていないとというような。使える人材を育成するためには知っておいたほうがいいですよという感じで、必要なことは必要なんですけど、そのために学校教育はあるものではないと私は思っています。そういう労働市場に出すためにあるものではないと思います。目的は教養と人格育成のためにあるものだと思っているので、こういった企業が5年ごとに1億円儲かっていくわけでしょう。それを常に払っていかなければいけない。そして、それを使わないと、これから先の労働市場で雇ってもらえませんよなんていう、そういった人間を作り出すのが学校教育だとは思っていませんので、それはまた別の教育だと思っているので、いまいち納得がいかないです。教育だから教育だから、その気持ちは分かるんですけど、教育だからと言えば何でも出て、何十年我慢しているお年寄りらがいるほかの事業には見向きもしないというのは、私は違うと思う。ですから、ある程度、額のところで線引きはしておくべきだと思います。市長は、教育のためだからといって3億円、4億円かかっても出すと言いますか。幾ら教育のためでも、ある程度の線引きはあるでしょう。その辺を、今は1億5,000万円とかですが、10億円かかるものが出てきても、教育のためだったらやりますと、これから先も市長は言えますか。この場合じゃなくても。財源とかそういったものを考えると、やっぱり考えなければいけないのではないかですか。教育のためなら、都竹淳也は絶対に譲らないという、そういうものなのでしょうか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

一概には言えませんので、何がどう必要かという議論ですから。ただ、私自身の姿勢は、弱い立場の人たちの支援というのはとにかく最優先であると。同様に、教育も最優先にしてきております。ですので、何でもというわけにはいきませんが、子供たちの教育現場で必要なものはきちんと用意することです。例えば、体育館に空調をつけてほしいという話は今もあります。あるいは、教室のエアコンの話もこここのところずっと苦労をしながらお金を出してやってきました。あと、神岡小学校の大規模改修、今度プールもやります。どれもものすごくお金のかかる話で、文部科学省というのはこう言ってはなんんですけど、けちですから、非常に補助率が低いんで

す。でも、歯を食いしばりながら何とかやってきたということです。

ただ、先ほど言いましたように体育館の空調までできるかというと、それは教育そのものの話ではないので少し待っていてくれと。教室にしても全部はできなかつたので、まず通常教室をやって、次に特別教室を順次やるから待っていてくれというふうに、もちろん財政的な運営は考えながら、バランスを取りながらやってきたつもりであります。ただ、それを全くやらないということではなくて、やるという前提の上でどのようにやりくりをするか、期間を延ばすかということを工夫しながらやってきたということですが、今のタブレットに関しては、その建物というよりも、教育そのものの中で使っているもので、これは優先度が相当高いと見ております。実際のところ、先ほど言いましたように地方交付税での負担がどうなってくるかとか、あるいは地方交付税の措置がどうなってくるかとか、補助単価は変わらないにしても共同購入でどうやって下げられるかとか、そういったことを工夫しながら少しでも安く上がるようにはしています。基本的には優先ですから、仮にこれが高くなっていたとしても、国に対してしっかり財源措置をしてくれと言うのが我々の一番できることだと思いますし、そこで決まった中で、必要なものについては頑張って出していかないといけないというふうに考えております。

○14番（高原邦子）

いろいろな考え方がありますから、市長は弱い方々の味方であるし、教育も大切。私も国のは教育だと思っているので、その点はあれですけど、ただ、財政的なことをいつも言われて、予算が言うんだけど、市長は「高原さん、予算ではなくて財源なんですよ。」と答弁で言われましたよね。財源が財源がと言うんだったら、財源がしっかりしていないものはちょっと考え直す。教育のためならお金を出すんだというのも1つなんですが、それは都竹市長のポリシーですので、それをあえて否定することはないですけれど、私はしっかりとその辺をチェックを入れながらこれからも見ていきたいと思いますし、先ほどの主権者教育のところでもありましたけど、議会がもっと政治的に、政策をもっと理事者側に言っていかないと話にならないというニュアンスのこともありますので、議会の皆さんもこれからともに頑張って、主権者教育をやっていきませんか。

そういうことで、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

〔14番 高原邦子 着席〕

○議長（井端浩二）

以上で14番、高原議員の一般質問を終わります。

◆閉会

○議長（井端浩二）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（閉会 午後4時24分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛驒市議会議長

井端 浩二

飛驒市議会議員（14番）

高原 邦子

飛驒市議会議員（1番）

佐藤 克成